

風評被害の現状とその払拭に向けた取組 (風評関連資料集 詳細版)

復興庁では、復興の現状に関する国内外への正確な情報発信に取り組んでいます。
その際に活用できるよう、風評被害のもととなる様々な事象について、正確な現状や我が国の取組を、国内外の皆さまに分かりやすくご理解いただくための資料集(現時点版)を作成いたしました。

1. 空間線量の推移と環境の改善
2. 食品の安全・安心の確保に向けた取組
3. 輸入規制の撤廃等に向けた取組
4. 観光復興に関する取組
5. 廃炉・汚染水対策に関する状況

1. 空間線量の推移と環境の改善

・空間線量率の推移	4
・12市町村全体の物理減衰のみによる空間線量見直し	5
・福島県内の空間線量率の現状①	6
・福島県内の空間線量率の現状②	7
・＜参考1＞放射線の健康への影響	8
・＜参考2＞身の回りの放射線	9
・福島の復興・再生 避難指示区域の状況①	10
・福島の復興・再生 避難指示区域の状況②	11
・避難指示区域における交通インフラの改善と交通状況	12

2. 食品の安全・安心の確保に向けた取組

・食品中の放射性物質に関する基準等	14
・ふくしま食品衛生管理モデル等推進事業	15
・福島県の食品の安全・安心に向けた取組①	16
・福島県の食品の安全・安心に向けた取組②	17
・福島県の食品の安全・安心に向けた取組③	18
・＜参考＞福島県における海産物の調査結果	19
・福島県の海産物に関する自主検査	20
・出荷制限解除までの流れ	21
・食品についての風評被害の現状	22
・福島産の農林水産業の状況	23
・被災地産品の販路拡大等	24

3. 輸入規制の撤廃等に向けた取組

・諸外国・地域の輸入規制(現状)	26
・福島第一原発事故後の輸入規制に係る各国政府への働きかけ	27

4. 観光復興に関する取組

・東北地方における延べ宿泊者数	29
・観光客中心の宿泊施設の延べ宿泊者数	30
・海外からの来訪客	31
・福島県の観光客入込状況	32
・福島県教育旅行入込数推移	33
・観光復興関連事業	34
・東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業	35
・福島県における観光関連復興支援事業	36

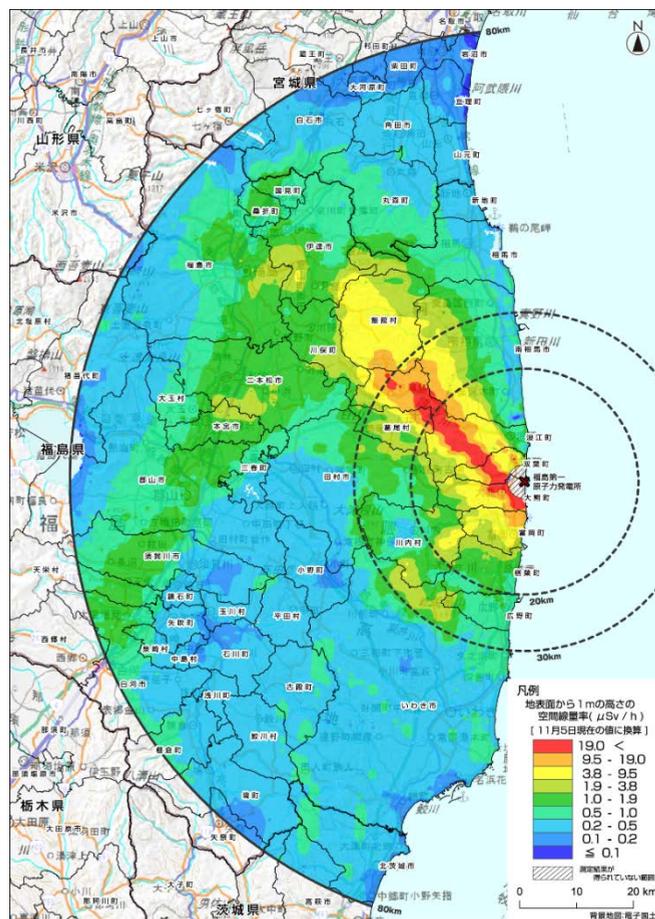
5. 廃炉・汚染水対策に関する状況

・汚染水対策の主な進捗	38
・福島第一原子力発電所1～4号機の現状について	39
・燃料デブリ取り出しに向けたこれまでの調査状況	40
・福島第一原発の敷地境界及び周辺海域の改善状況	41
・福島第一原発エリア内の環境の改善	42

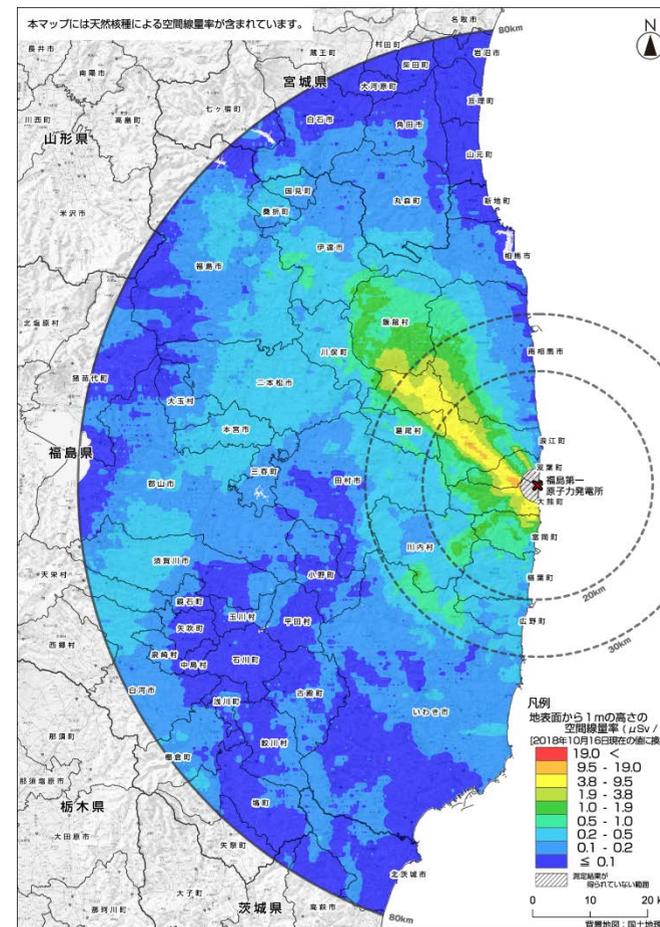
1. 空間線量の推移と環境の改善

空間線量率の推移

- 東京電力福島第一原発から80km圏内の地表面から1m高さの空間線量率平均は、平成23年11月比で約77% * 減少。



平成23年11月時点



平成30年10月時点

出典:原子力規制委員会「福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について」

*本値は対象地域を250mメッシュに区切り、各メッシュの中心点の測定結果の比から算出したものである。他の比較手法を用いた場合、減少率は異なる可能性がある。

最新のデータはこちら

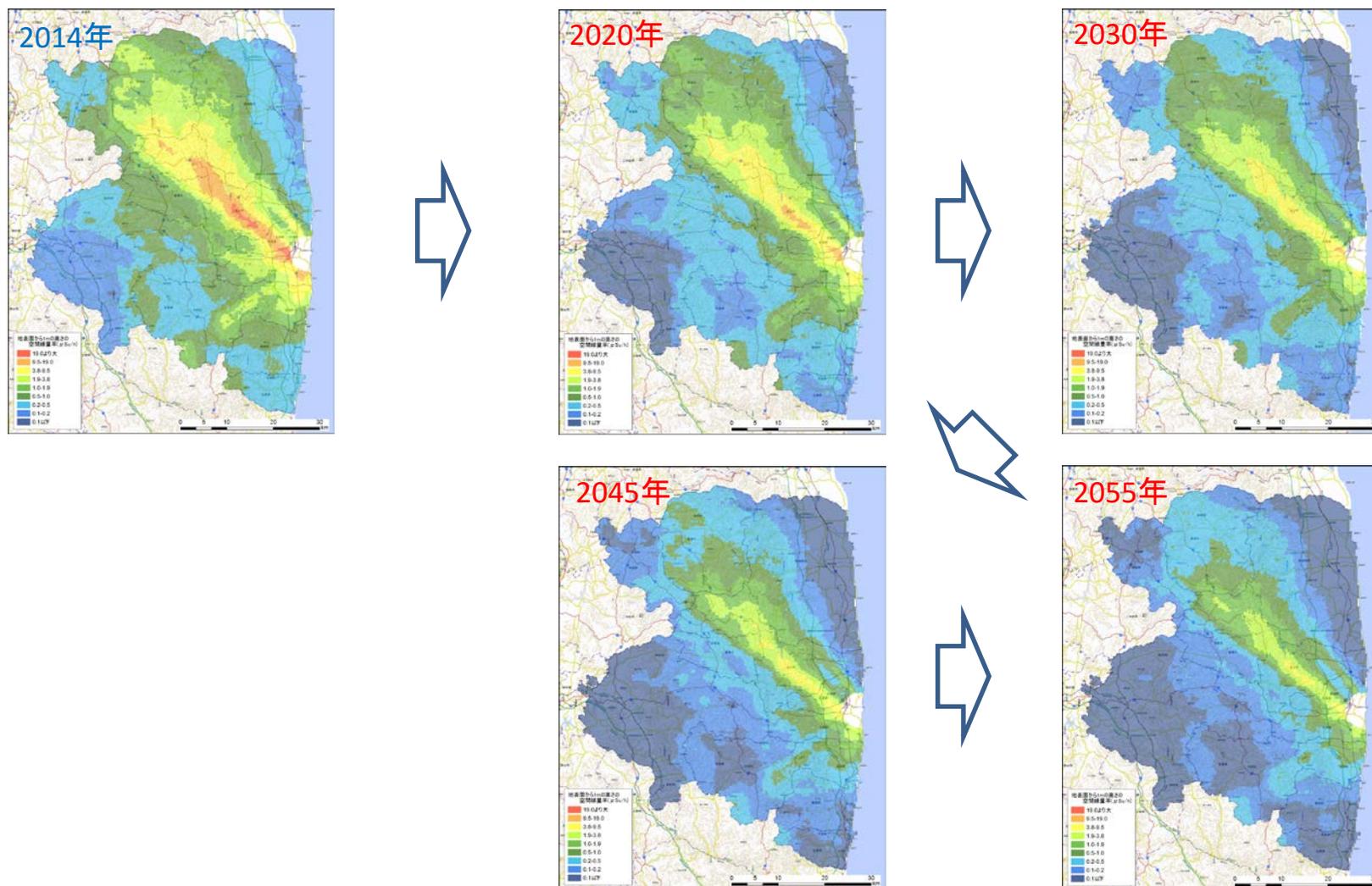
放射線モニタリング情報

検索

<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/>

12市町村全体の物理減衰のみによる空間線量見通し（参考試算）

- 12市町村全体（＝約2,000km²）では、3.8μSv/h（※年間被ばく線量に換算すると20mSv）超の地域の面積は、平成26年の12%程度から、今後の物理減衰だけでも、30～40年後には約1%以下に縮小する見通し。



※本見通しは、様々な仮定を置いた上での推計であるため誤差の発生が避けられない等の要因から、将来を正確に見通すことは困難であるが、1つの参考試算として示すもの。

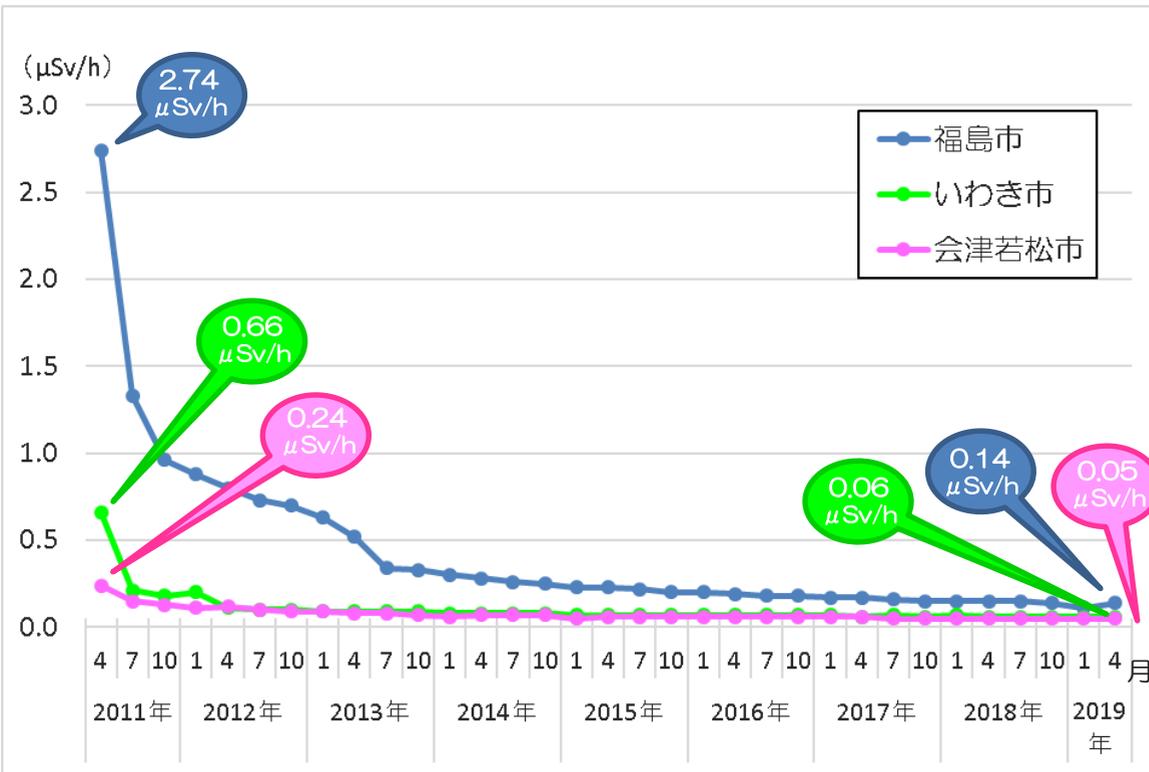
出典：復興庁 福島12市町村の将来像に関する
有識者検討会提言参考資料より抜粋

福島県内の空間線量率の現状 ①空間線量率の推移と測定体制

○ 福島県内の空間線量率は、平成23年4月に比べ減少してきている。
また、リアルタイム・24時間体制での計測を実施している。

● 放射線量の推移

時間の経過や除染作業の進捗により、福島県内の放射線量は低下してきています。



出典：福島県放射能測定マップより復興庁作成

● 放射線測定体制

福島県内では、学校、公園などの公共施設に3,087台（※）のリアルタイム線量測定システムを設置し、24時間連続の空間線量測定を実施しています。また、可搬型及び固定型モニタリングポスト633台（※）を福島県全域（発電所周辺も含む）に設置し、精密データの採取もしています。その他に水、食品等のモニタリングによるきめ細かな対応を行っています。

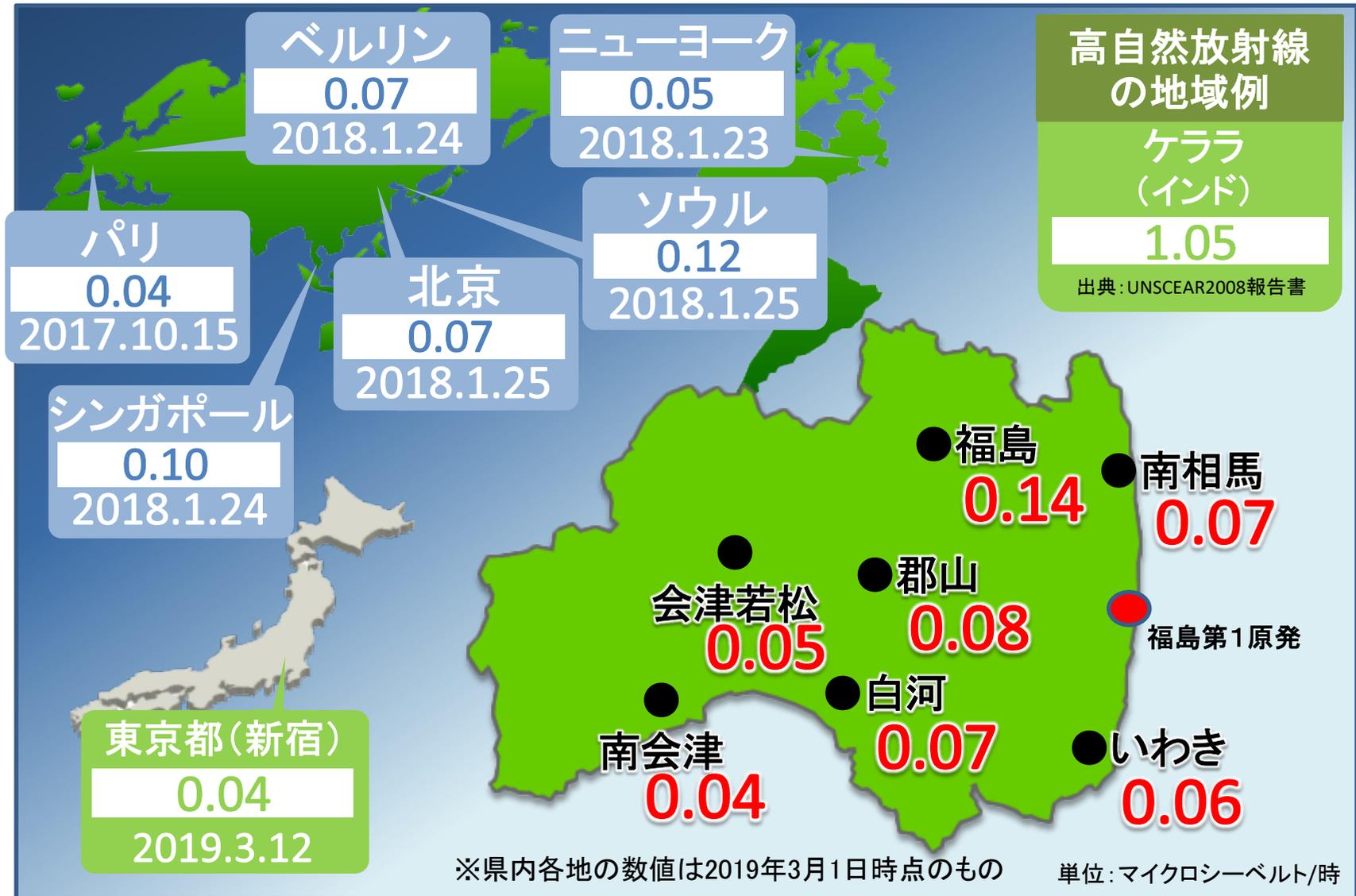
※ 平成31年2月末時点



出典：福島県教育旅行パンフレット等より復興庁作成

福島県内の空間線量率の現状 ②世界との比較

○ 福島県内の空間線量率は、海外主要都市とほぼ同水準。



出典:「ふくしま復興のあゆみ(第25版)」、原子力規制委員会放射線モニタリング情報、「放射線リスクに関する基礎的情報」並びに日本政府観光局、アメリカ合衆国環境保護庁及びフランス放射線防護原子力安全研究所資料を基に復興庁作成

放射線の健康への影響

<放射線と生活習慣によってがんになるリスク>

放射線の線量 [ミリシーベルト/短時間1回]	がんの相対リスク* [倍]	生活習慣因子
1000 - 2000	1.8 【1,000mSv当たり 1.5倍と推計】	喫煙者 大量飲酒（毎日3合以上）
500 - 1000	1.4	大量飲酒（毎日2合以上）
200 - 500	1.19	肥満（BMI \geq 30） やせ（BMI $<$ 19） 運動不足 高塩分食品
100 - 200	1.08	野菜不足 受動喫煙（非喫煙女性）
100 未満	検出困難	

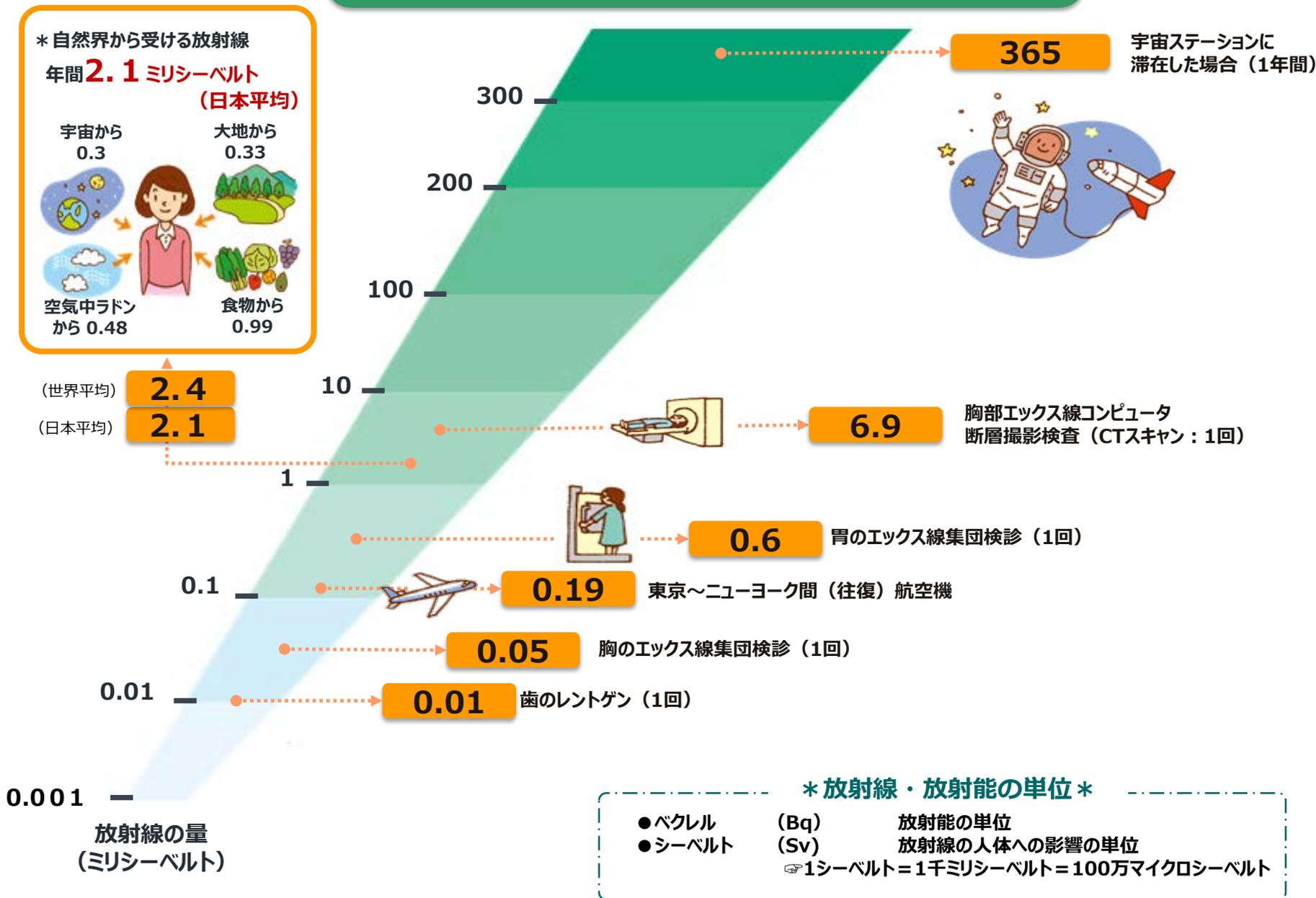
※放射線の発がんリスクは広島・長崎の原爆による瞬間的な被ばくを分析したデータ（固形がんのみ）であり、長期にわたる被ばくの影響を観察したものではありません。

※相対リスクとは、被ばくしていない人を1としたとき、被ばくした人のがんリスクが何倍になるかを表す値です。

身の回りの放射線

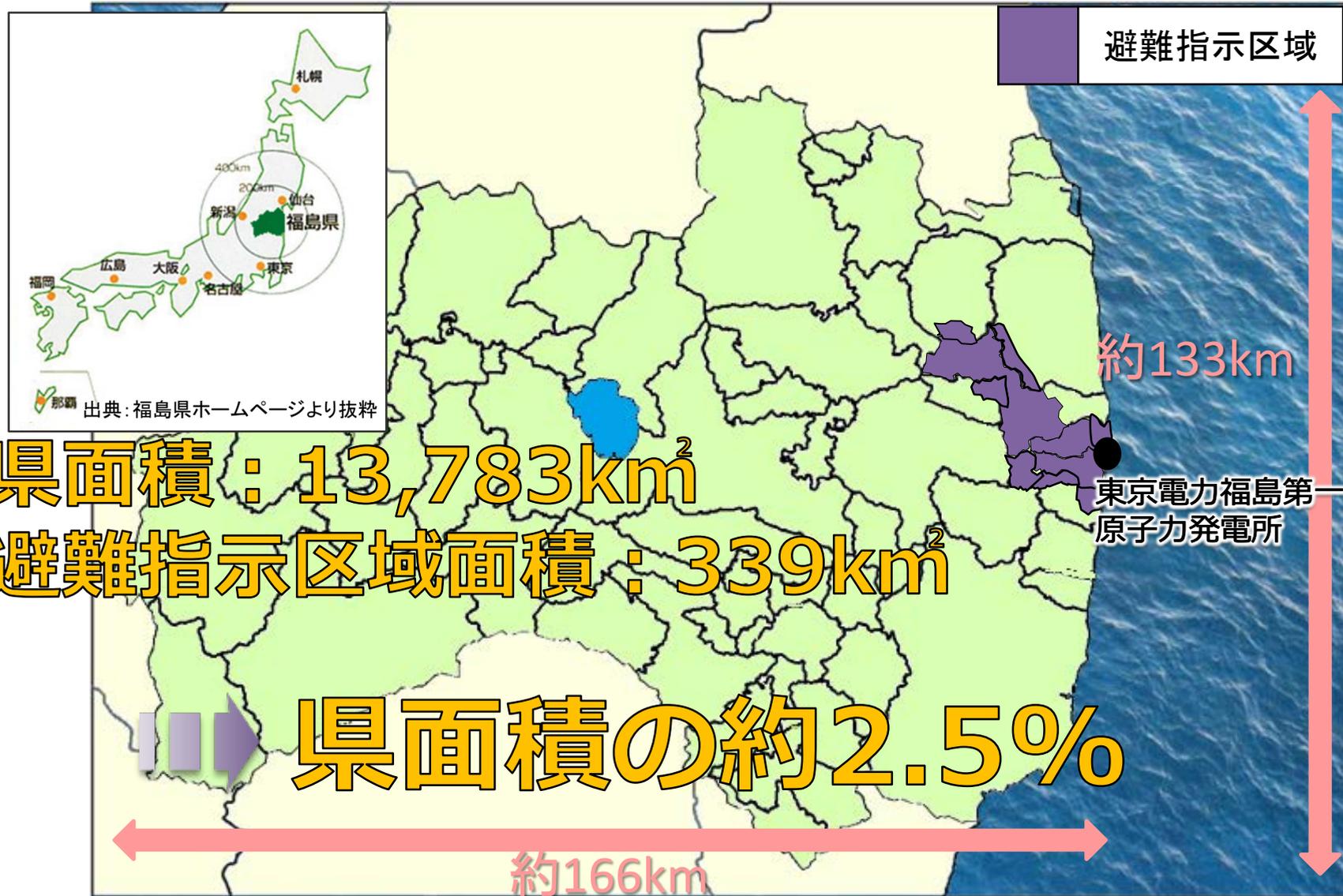
出典：廃炉・汚染水対策福島評議会事務局（平成27年3月）

放射線を受ける量の比較



福島県の復興・再生 避難指示区域の状況①

- 福島県の避難指示区域は県全体面積の2.5%。
- 県全体面積の97.5%では通常的生活が可能。



- 県面積：13,783km²
- 避難指示区域面積：339km²

県面積の約2.5%

福島復興・再生 避難指示区域の状況②

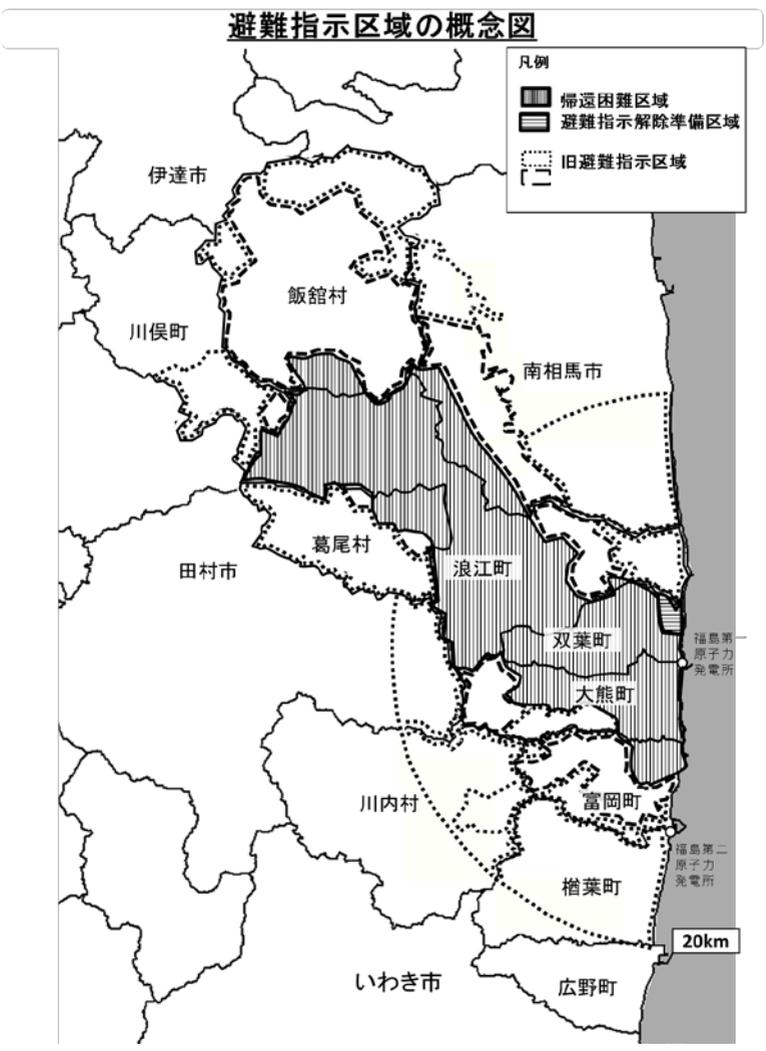
○ 避難指示解除準備区域・居住制限区域について、平成31年4月10日までに、田村市、檜葉町、川内村、葛尾村、南相馬市、飯館村、川俣町、浪江町、富岡町、大熊町で避難指示を解除。

避難指示区域の解除

- 田村市(都路地区): 避難指示の解除 (平成26年4月1日)
- 檜葉町: 全町避難した町として初めて避難指示を解除 (平成27年9月5日)
- 葛尾村: 避難指示の一部解除 (平成28年6月12日)
- 川内村(東部): 避難指示の解除 (平成26年10月1日、平成28年6月14日)
- 南相馬市: 避難指示の一部解除 (平成28年7月12日)
- 飯館村: 避難指示の一部解除 (平成29年3月31日)
- 川俣町: 避難指示の解除 (平成29年3月31日)
- 浪江町: 避難指示の一部解除 (平成29年3月31日)
- 富岡町: 避難指示の一部解除 (平成29年4月1日)
- 大熊町: 避難指示の一部解除 (平成31年4月10日)

参考

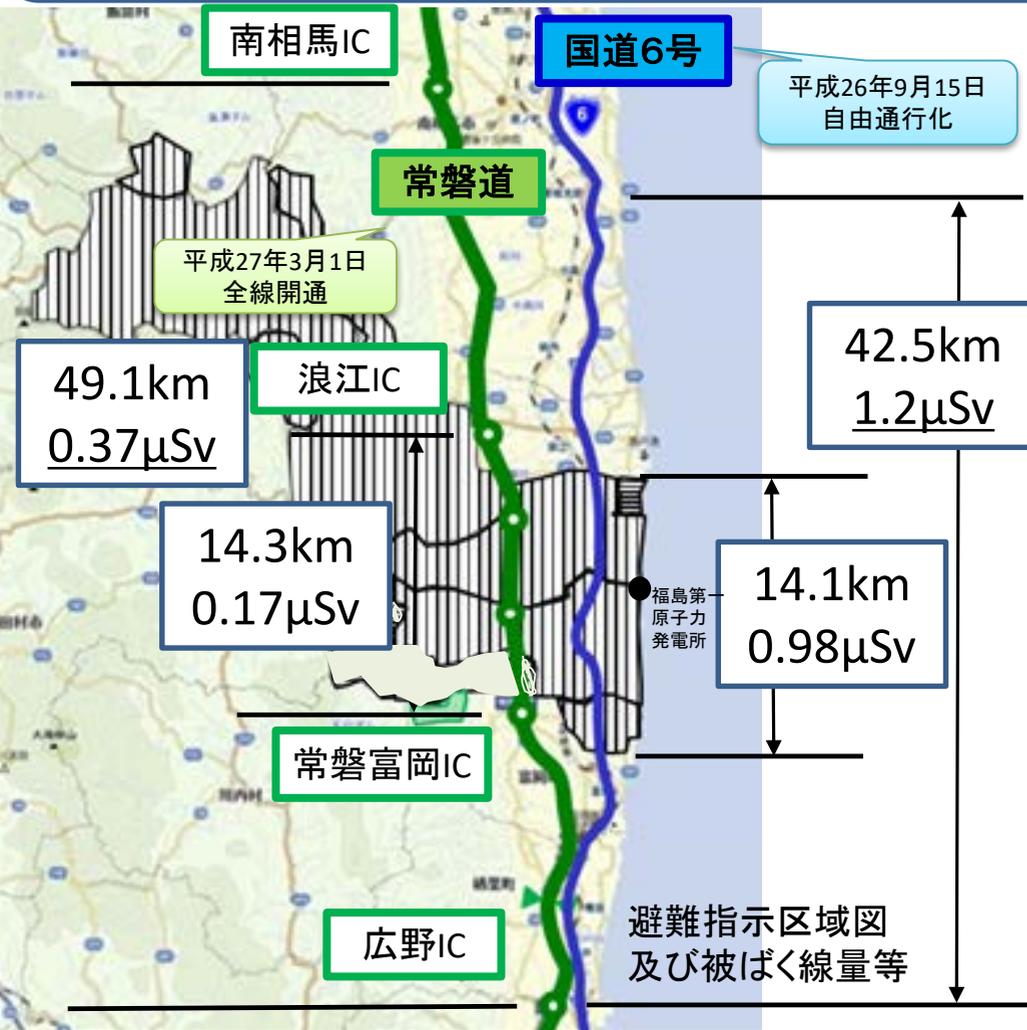
- 避難指示解除準備区域:**
避難指示区域のうち、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であると確認(平成24年3月当時の当該線量を基に確認)された地域。
- 居住制限区域:**
避難指示区域のうち、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあると確認(平成24年3月時点の当該線量を基に確認)され、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き非難の継続を求める地域。
- 帰還困難区域:**
事故後6年間を経過してもなお、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある地域。平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域。



出典: 経済産業省

避難指示区域における交通インフラの改善と交通状況

- 平成26年9月に国道6号が、平成27年3月に常磐自動車道が、それぞれ全線で通行可。また、JR常磐線は、2019年度末までの全線開通を目指す。
- 1日あたりの平均交通量は、国道6号で約1万6千台、常磐自動車道で約1万台。
- 国道6号の避難指示区域を通過した際の被ばく線量は、胸部X線集団検診の被ばく線量の約50分の1。



● 国道6号の避難指示区域を時速40kmで通過する自動車の運転手等の被ばく線量は、1回あたり1.2マイクロシーベルト (μ Sv)。

胸部X線集団検診の被ばく線量(1回あたり60 μ Sv)の約50分の1

● 常磐道の広野ICから南相馬ICを時速70kmで通過する自動車の運転手等の被ばく線量は、1回あたり0.37 μ Sv。

● 国道6号及び常磐自動車道の帰還困難区域等において、トラック及び積荷を用いて、放射性物質の付着を実測したところ、1回通行時のトラック本体や積荷の表面などの汚染度合は、いずれも検出限界値を下回った。

国道6号及び常磐自動車道の交通状況 (期間中の日平均)

国道6号	H27.3/2~9/1	常磐自動車道	H27.3/2~9/1
	16,000台/日	南相馬-浪江(H26.12開通)	8,300台/日
		浪江-常磐富岡(H27.3開通)	8,700台/日
		常磐富岡-広野	9,500台/日

-四角内の数値-

上段: 区間距離

下段: 運転手等の被ばく線量

(国道6号は40km/h、常磐道は70km/hで走行した場合)

帰還困難区域

避難指示解除準備区域

2. 食品の安全・安心の確保に向けた取組

食品中の放射性物質に関する基準等

○日本は世界で最も厳しいレベルの基準を設定して検査をしており、基準を超えた場合は、市場に流通しないようになっている。

	日本 食品衛生法の 基準値	コーデックス ³ CODEX STAN 193-1995	EU Council Regulation (Euratom) 2016/52	米国 Guidance Levels for Radionuclides in Domestic and Imported Foods (CPG7119.14)
核種:放射性 セシウム ^{1,2} (単位:Bq/kg)	飲料水 10 牛乳 50 乳児用食品 50 一般食品 100	乳児用食品 1,000 一般食品 1,000	飲料水 1,000 牛乳 1,000 乳児用食品 400 一般食品 1,250	全ての食品 1,200
追加線量の 上限設定値 ²	1mSv	1mSv	1mSv	5mSv
放射性物質を 含む食品の 割合の仮定値 ²	50%	10%	10%	30%

1: 本表に示した数値は、この値を超えた場合は食品が市場に流通しないように設定されている基準等の値である。数値は、食品から受ける線量を一定レベル以下に管理するためのものであり、安全と危険の境目となるものではない。また、各国で放射性物質を含む食品の割合の仮定値等の影響を考慮してあるので、単に数値だけを比べることはできない。

2: コーデックス、EUと日本は、食品からの追加線量の上限は同じ1mSv(ミリシーベルト)/年である。日本では放射性物質を含む食品の割合の仮定値を高く設定していること等から、基準値の数値が海外と比べて小さくなっている。

3: 国際連合食糧農業機関(FAO)と世界保健機関(WHO)が1963年に設立した、食品の国際基準(コーデックス基準)を作る政府間組織。その目的は、消費者の健康を保護するとともに、食品の公正な貿易を促進すること。2018年8月現在、188の国と1つの機関(欧州連合)が加盟している。

事業概要

福島県産食品の安全性は確保されているが、県産農水産物と同様に、未だ風評が払拭されていない県産加工食品に対し、「ふくしま食品衛生管理モデル」を導入し、事業者が消費者や取引先に対して行う安全性の確保に向けた取組の情報発信を支援する。また、東京オリンピック・パラリンピックを見据えて国内外へ福島県産食品の安全情報の一つとして発信する。

I. 導入支援ツールの開発

- ①放射性物質関係情報の配信
- ②HACCPの考え方に基づく衛生管理計画書の作成及び記録管理の支援
- ③導入済み施設の消費者向け情報発信

II. ふくしま食品衛生管理モデルの周知等

- ①県内小規模食品等事業者を対象に手引書等を配布し周知
- ②導入支援説明会の開催
- ③導入支援員の育成及び対象施設への導入支援

ふくしま食品衛生管理モデル

③消費者への情報発信

②HACCPによる製造・加工工程の管理

①放射性物質関係情報の配信

ふくしま県GAP等

★「ふくしま食品衛生管理モデル」導入支援ツール

①放射性物質関係情報の配信

- 希望する原材料のモニタリング検査結果や出荷制限の情報を自動配信

②HACCPの考え方に基づく衛生管理計画書の作成及び記録管理の支援

- 各業界が作成した手引書等を参考に、事業者は選択式で入力
- 乾燥・加熱等の放射性物質の濃縮に繋がる工程の確認
- 衛生管理計画書に従った日々の管理状況を記録・保存
- 週・月毎に管理状況を統計的に管理し、その後の検証に活用

③導入済み施設の消費者向け情報発信

- (1) 専用サイトによる導入済み施設の紹介
 - 各施設の安全性確保に向けた取組を紹介
 - 地図ソフトとも連携し、各種検索に対応
- (2) QRコードの出力
 - 各施設の紹介サイトへ誘導するQRコードの出力
 - QRコードは飲食店のメニューや包装済み商品への添付を想定
→ 消費者を紹介サイトへ積極的に誘導



福島県の食品の安全・安心に向けた取組①

- 科学的根拠により設定された世界で最も厳しいレベルの基準値に基づく放射性物質検査の徹底による食品安全の確保。
- 農地の反転耕やカリ施肥等による吸収抑制対策を実施。

福島県における食品検査体制（平成26年2月28日現在）

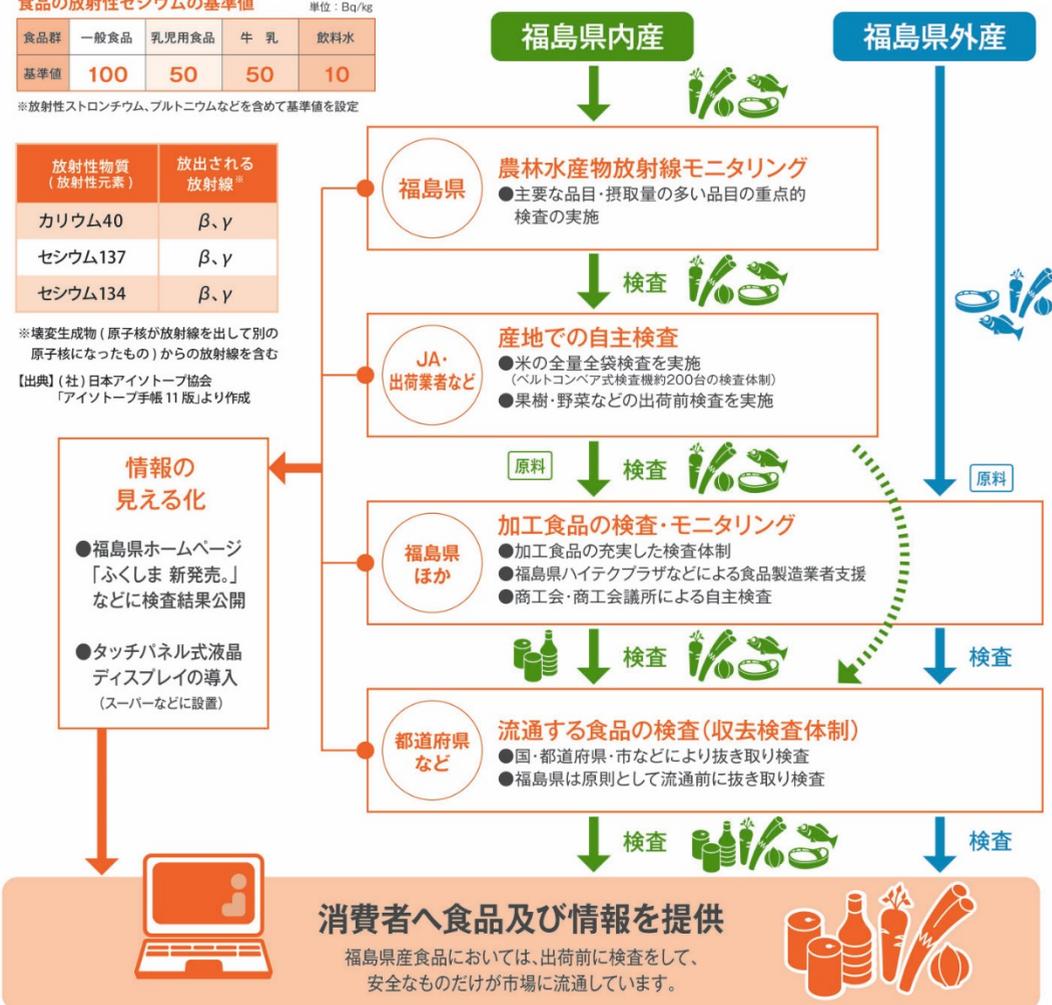
食品の放射性セシウムの基準値 単位：Bq/kg

食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
基準値	100	50	50	10

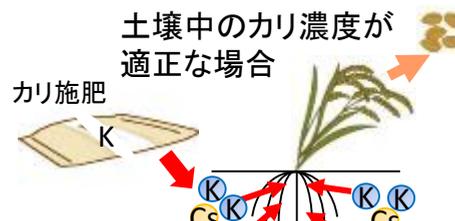
※放射性ストロンチウム、プルトニウムなどを含めて基準値を設定

放射性物質 (放射性元素)	放出される 放射線*
カリウム40	β、γ
セシウム137	β、γ
セシウム134	β、γ

※嬗変生成物（原子核が放射線を出して別の原子核になったもの）からの放射線を含む
【出典】(社)日本アイントープ協会「アイントープ手帳11版」より作成



カリ施肥による稲の吸収抑制対策



出典：農林水産省、風評TF資料

福島県では、食品中の放射性セシウムの基準値である「食品1kgあたり100Bq（一般食品）」に基づいて生産、製造・加工、流通・販売、消費の各段階において検査を行っています。

福島県の食品の安全・安心に向けた取組②

- 農林水産物は、出荷前に徹底したモニタリング検査等を行い、結果を公表。
- 近年は基準値(100Bq/kg)を超えるものはほとんどない。
- 米は2015年産米以降、基準値超過はゼロ。
- 超過が確認された場合、市場に流通しないよう必要な措置が取られている。

◆米の全量全袋検査の結果 (2018年8月21日～2019年2月28日)

玄米(2018年産)	検査点数	基準値超過数	超過数割合
	全袋検査		0点

最新のデータはこちら

福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報

<http://www.new-fukushima.jp/>
(地域や作物などから最新の情報を検索可能)

◆福島県による農林水産物のモニタリング検査の結果

(2018年4月1日～2019年2月28日)

種別	検査点数	基準値超過数	超過数割合
野菜・果実	2,415件	0件	0.00%
畜産物	4,005件	0件	0.00%
栽培山菜・きのこ	916件	0件	0.00%
海産魚介類	5,610件	0件(※1件)	0.00%
内水面養殖魚	57件	0件	0.00%
野生山菜・きのこ	747件	1件	0.13%
河川・湖沼の魚類	832件	5件	0.60%

モニタリング検査に関するIAEA※による評価
(IAEAへの報告書(2018年6月)より抜粋)

これまでに入手できた情報に基づき、IAEA/FAO合同チームは、モニタリング方法や食品の放射性物質汚染に関する問題への対応は適切であり、フードサプライチェーンは関係当局により効果的にコントロールされていると理解している。

※IAEA＝国際原子力機関

※漁業協同組合による自主検査で基準値(100Bq/kg)を超過。
出典：ふくしま復興のあゆみ(第25版)を基に復興庁作成

福島県の食品の安全・安心に向けた取組③

- 特に米は、平成24年から世界初の取組として、全ての米袋について放射性物質検査を実施。
- 平成27年産米以降は、基準値(100Bq/kg)を超過したものはゼロ。



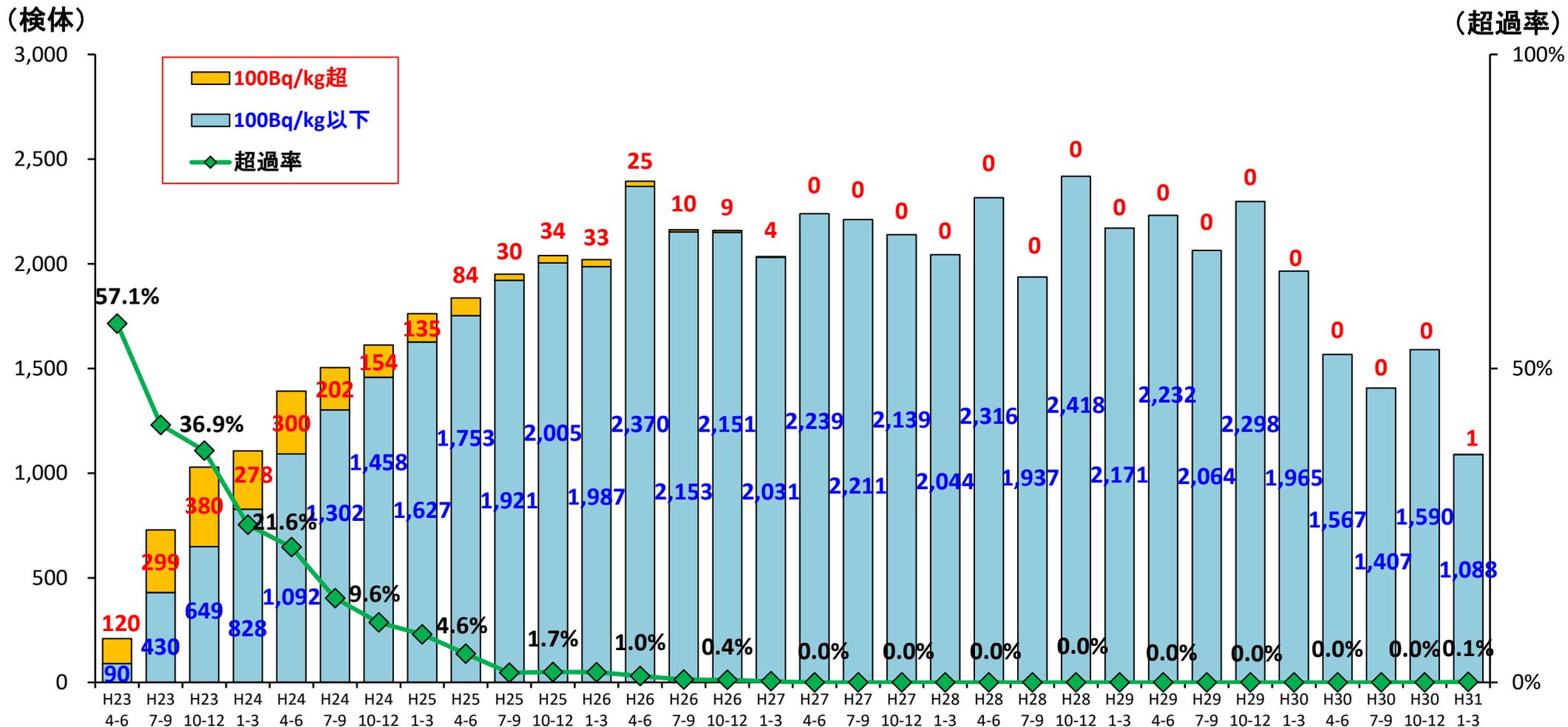
IAEAによるモニタリング等への評価 (IAEA報告書(平成28年10月)より抜粋)

- ・ 食品中のセシウムの測定、適切な規制措置及びモニタリング結果の公表は、食料供給の安全性に対する信頼を維持する上で助けとなっている。
- ・ 食品規制は、食品のサンプル抽出・モニタリング結果に対応し、必要な更新・改正がされ続けている。これは、日本政府による継続的警戒と、消費者や貿易の保護に対するコミットメントを示すものである。
- ・ IAEA/FAO合同チームは、モニタリング方法や食品の放射性物質汚染に関する問題への対応は適切であり、食料供給網は関係当局により効果的にコントロールされていると理解している。

福島県における海産物の調査結果

平成31年2月28日現在

○ 福島県の海産物について、震災直後の平成23年4～6月は、基準値(100Bq/kg)を超える割合が57.1%であったが、その後は低下を続け、海産種においては、直近では3年10ヶ月ぶりに基準値超過が1検体検出されたのみ(平成31年1月)。

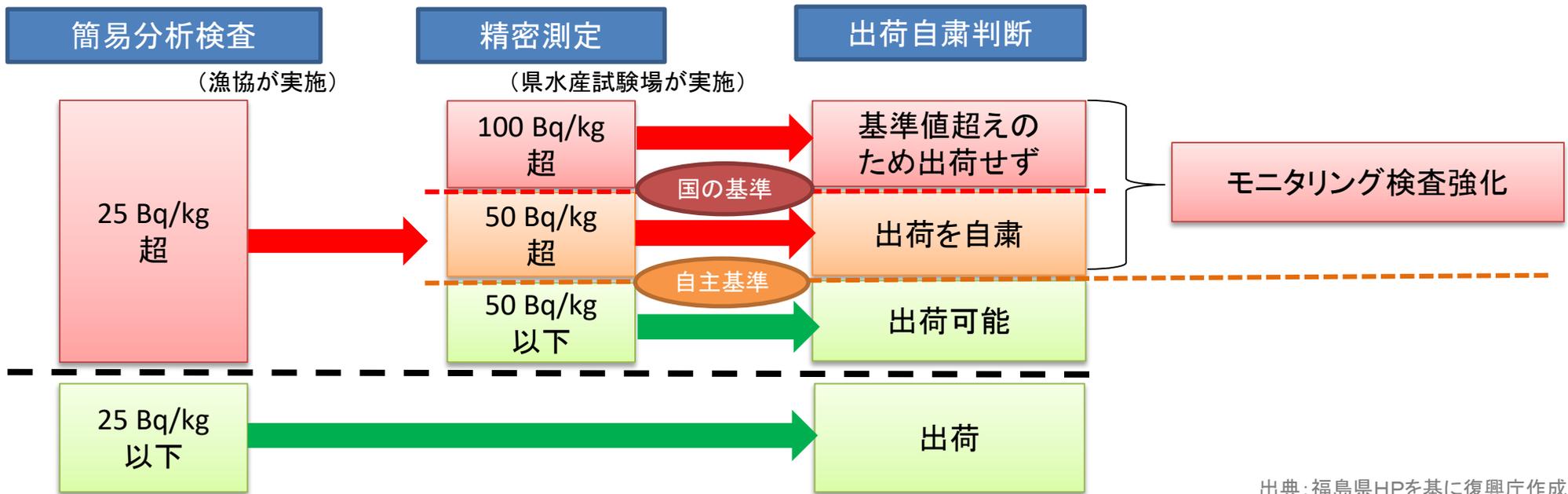


出典: 農林水産省資料から抜粋

福島県の実業物に関する自主検査

- 福島県では漁業の操業を自粛し、試験操業・販売*を実施。
- 基準値を超えたものは出荷を制限しており、消費者の手元に届く海産物の安全性は確保。
- 漁協が国の基準値よりも厳しい自主基準（50Bq/kg）に基づく自主的な検査を実施し、安全・安心に配慮。

*「試験操業・販売」：平成23年3月以降、操業自粛している中で、海産物の放射性物質検査の結果、安定して基準値を下回っている海域・魚種について、試験的に操業・販売を実施している。



出典：福島県HPを基に復興庁作成

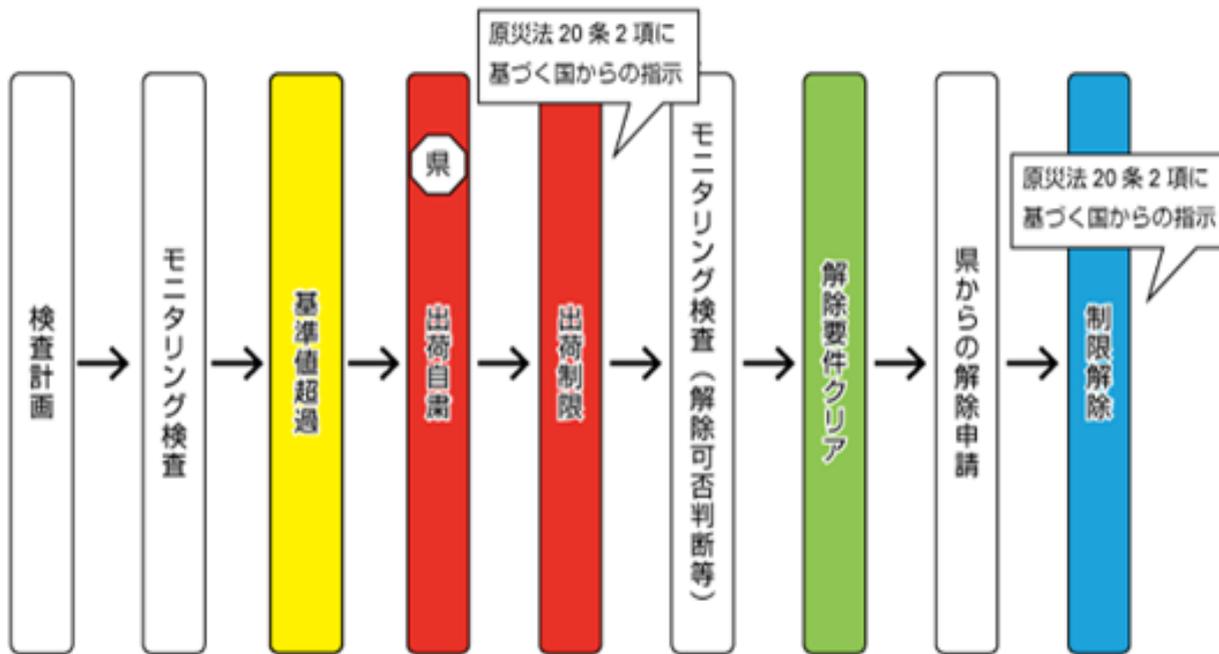
IAEAによるモニタリングへの評価 (IAEA報告書 (平成26年2月) より抜粋)

日本は2012年に、国民が受ける放射線量を国際基準レベルより少なくするため、食品の上限値としてセシウム134・137の合計で100ベクレルを採用した。これに応じ、日本は、海水及びフード・チェーンの食品について、包括的なモニタリングシステムを構築している。加えて、日本は国際基準に基づいた食品管理の基準値を導入している。この体系的なアプローチと、関係する地方自治体による出荷制限が、市場に流通する海産物の安全性を確保している。

出荷制限解除までの流れ

- モニタリング検査により、基準値を超過する農林水産物については、品目ごとに市町村単位で出荷を制限しており、市場に流通しないよう措置。
- 出荷制限の解除に当たっては、原則、直近の1ヶ月以内の検査結果がすべて基準値以下であり、基準値を超える結果が出ないことを推定できる場合に解除される。

モニタリングから制限解除までの流れ



根拠: 検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方 (原子力災害対策本部平成29年3月24日)

モニタリングの結果、基準値を超過する放射性セシウムを含む農産物等があった場合には、直ちに県から産出した市町村に出荷自粛を要請する。

その後、自粛要請した産地とその周辺地域で該当品目の追加検査を行い、国(原子力災害対策本部)が出荷制限の要否や対象区域の判断などを行う。

解除に向けては、たとえば野菜の場合、1市町村当たり3カ所以上の地点で放射性セシウムの検査を行うなど、品目ごとに決まった検査を行う。

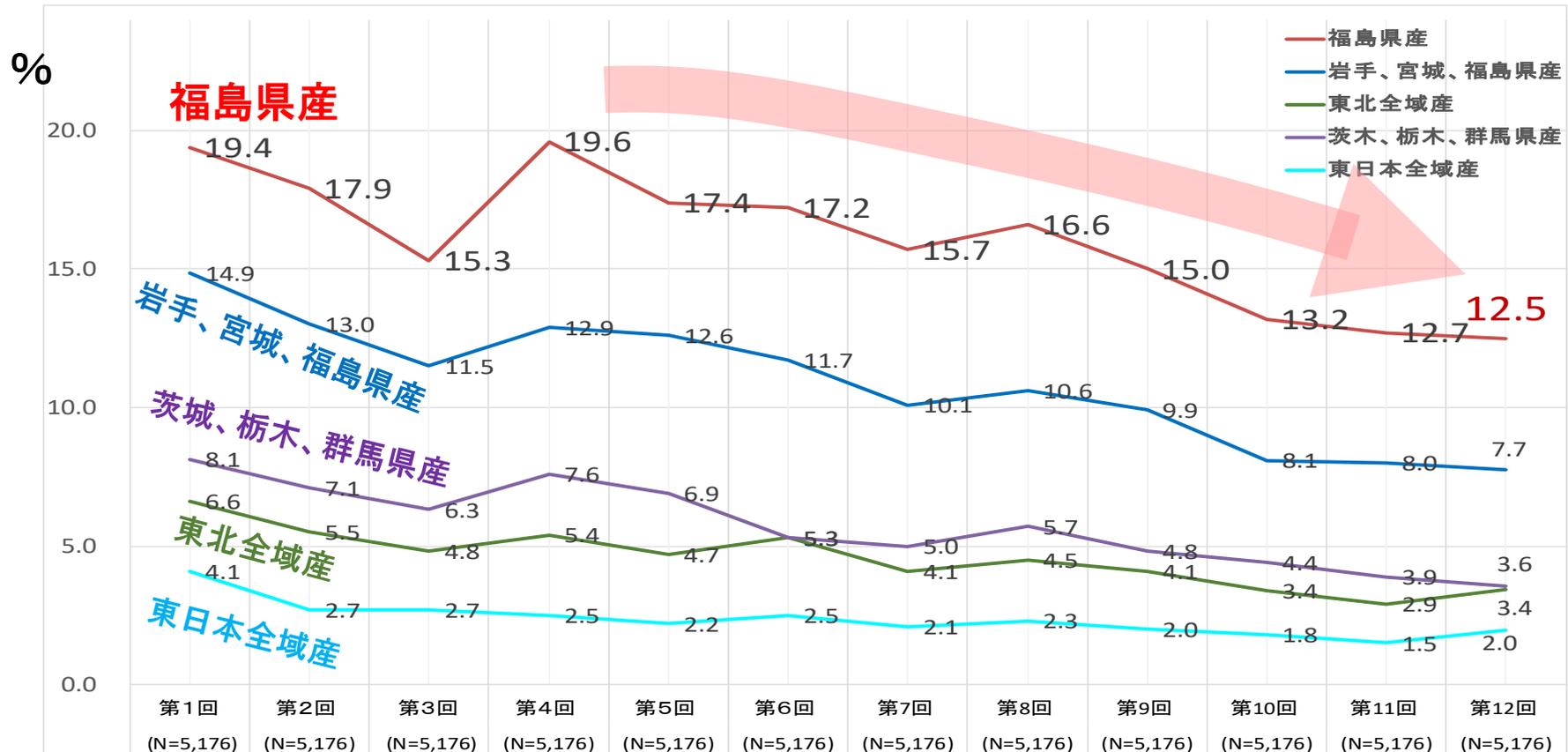
出荷制限の解除に当たっては、原則、直近の1ヶ月以内の検査結果がすべて基準値以下であり、基準値を超える結果が出ないことを推定できる場合に解除される。

出典:「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」原子力災害対策本部(平成29年3月24日)、福島復興ステーション/復興情報ポータルサイト

食品についての風評被害の現状（風評被害に関する消費者意識の実態調査（第12回））

- 消費者庁の調査によると、食品等については、福島県を中心とした被災地産品の購入をためらう消費者が一定程度存在。その割合は減少傾向かほぼ横ばい。
- 放射性物質を気にして食品を買うことをためらう産地を「福島県」と回答した人は、第12回調査（平成31年2月）では12.5%で、これまでで最少に。

食品を買うことをためらう産地



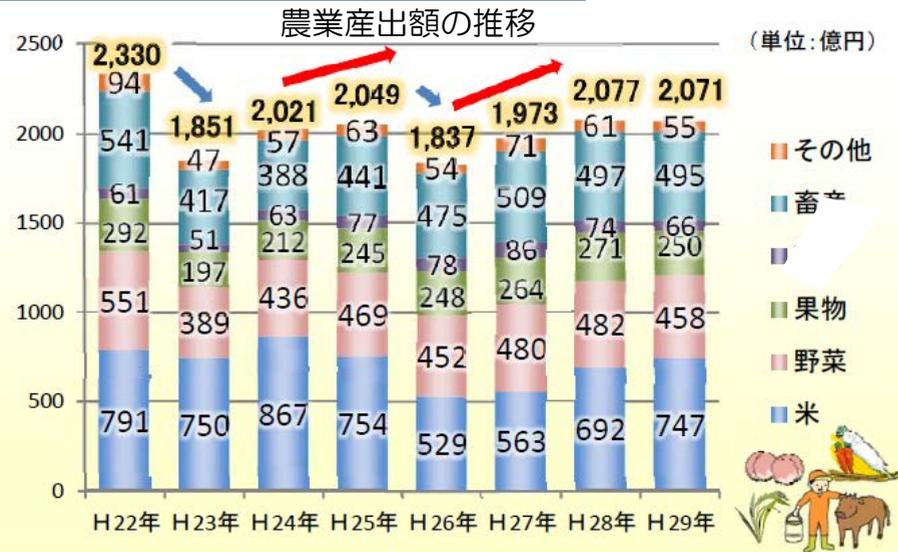
※ 全回答者(5,176人)のうち、放射性物質を理由に産地を気にする人が、購入をためらう産地として選択した産地の割合

出典：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第12回）」より抜粋

福島産の農林水産業の状況

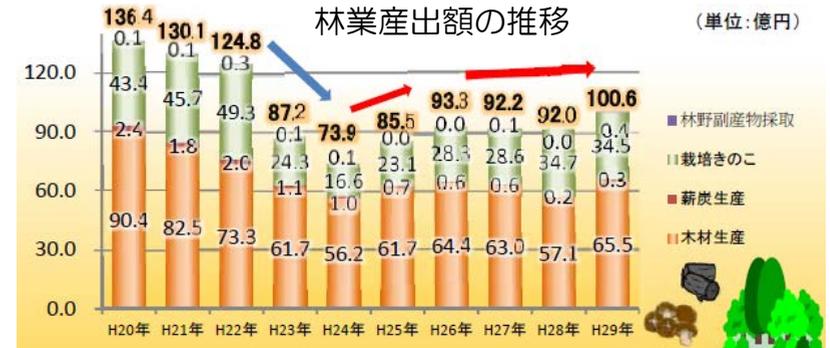
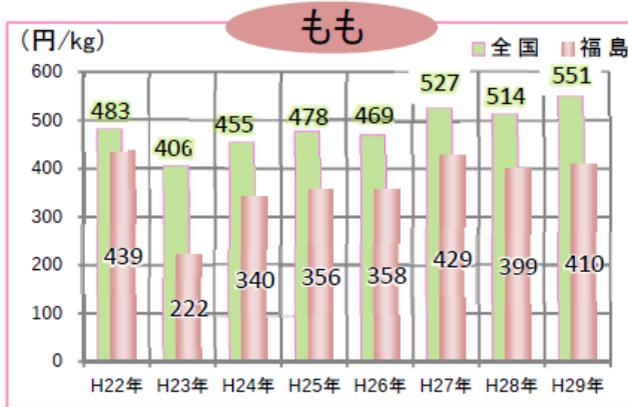
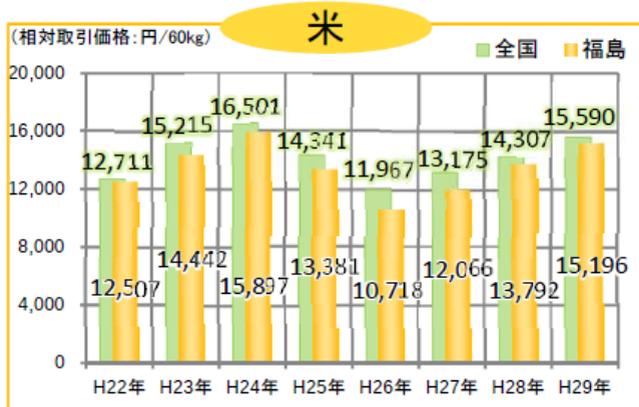
○ 農林水産業については、震災前に比べ産出額が減少している。福島県は、今後、農林水産業の再生に向けた取組や、県産農林水産物の魅力と「安全・安心」に向けたPR活動等を進めていく。

福島県の農業産出額等の推移



※ 項目毎の四捨五入により年計と年の各項目の総和は一致しない。
 ※ 米について、平成24年以降、作付面積、収穫量とも増加傾向にあるものの、平成26年・27年は全国的に米価が大きく下落し、福島県の米の産出額も大幅に減少した。
 ※ 海面漁業について、平成28年はクロマグロ、メバチの産出額が非公表となり減額となった。

主な農産物価格(平均)の推移



被災地産品の販路拡大等

- 平成31年2月現在において、「食べて応援しよう！」の趣旨に賛同して行われた、民間企業等による被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組の報告件数は累計1,622件。平成30年3月には、復興庁、農水省、経産省の連名で、産業界での福島県をはじめとする被災地産品の流通・販売促進や企業マルシェの開催等一層の協力を要請。
- テレビCM等のメディアを活用した広報や知事のトップセールス等による戦略的なPRを展開。平成30年7月に福島県が開催した食品流通関係者向けの商談会では、310名の参加者に旬の農林水産物をアピール。
- 今後、関係省庁と連携して水産加工品の販路拡大、輸出促進に係る取組を更に推進。



大田市場における内堀知事のトップセールス
(平成30年7月、東京都)



「復興フォーラムin大阪」
福島の現状や魅力の情報発信・展示販売・観光PRを行うイベントを開催
(平成29年6月11日・12日、大阪府)



福島県が食品流通関係者向けの商談会を開催
(平成30年11月、東京都)



英国ケンブリッジ公爵殿下をお招きした福島県産品を活用した歓迎夕食会
平成27年2月28日(福島県磐梯熱海温泉)

(写真提供:内閣広報室)

3. 輸入規制の撤廃等に向けた取組

東京電力福島第一原発事故を受けた諸外国・地域の輸入規制(現状)

平成31年
4月現在

カテゴリー	アジア大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	計
輸入停止を含む規制	韓国 台湾(*5) 中国 香港 マカオ シンガポール						6か国・地域
	6か国・地域						
限定規制 (条件付きで輸出可) (*1)	フィリピン(*1) インドネシア 仏領ポリネシア ブルネイ	米国(*1)		EU28か国(*2) アイスランド スイス ノルウェー リヒテンシュタイン ロシア	ア首連 レバノン イスラエル	エジプト モロッコ コンゴ(民)	44か国・地域
	4か国・地域	1か国	0か国	33か国	3か国	3か国	
規制撤廃	ミャンマー(H23.6) ニュージーランド(H24.7) マレーシア(H25.3) ベトナム(H25.9) 豪州(H26.1) タイ(H27.5)(*3) インド(H28.2) ネパール(H28.8) パキスタン(H29.10) ニューカレドニア(H30.8)	カナダ(H23.6)	チリ(H23.9) メキシコ(H24.1) ペルー(H24.4) コロンビア(H24.8) エクアドル(H25.4) ボリビア(H27.11) アルゼンチン(H29.12) ブラジル(H30.8)	セルビア(H23.7) ウクライナ(H29.4)	イラク(H26.1) クウェート(H28.5) イラン(H28.12) カタール(H29.4) サウジアラビア(H29.11) トルコ(H30.2) オマーン(H30.12) バーレーン(H31.3)	ギニア(H24.6) モーリシャス(H28.12)	31か国・地域
	10か国	1か国	8か国	2か国	8か国	2か国	

81か国・地域

(*1) 輸入停止を含まないが証明書要求等の措置を講じている国・地域を「限定規制」と分類している(ただし、フィリピン、米国の2か国については、輸入停止を含む措置が含まれているが、対象品目は日本の出荷制限品目を基準としているため、「限定規制」に分類。)。なお、各カテゴリーの中でも規制の内容や対象地域・品目は国・地域ごとに異なる。

(*2) EUは、EU加盟28か国で同一の規制が課されている。

(*3) タイは野生動物(イノシシ、ヤマドリ、シカ)の肉を除いて規制を撤廃。

(*4) 下線を引いている国・地域は、震災後に一定の規制緩和が実現したことがある国・地域。

(*5) 台湾では、福島県、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県で生産・加工された全ての食品(酒類を除く)が輸入停止対象とされており(他42都道府県の産品は証明書の添付が求

められる等の限定的な規制)、2018年11月、上記の5県に対する輸入停止措置の継続が公民投票により成立。関連法令は、公民投票結果の確定から2年間にわたり、同結果に反する政策を採ってはならない旨規定している。

(参考: 各国の輸入規制の国際法上の根拠)

WTOの衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)上、各加盟国は、科学的な原則に基づき、人の生命又は健康等を保護するために必要な措置をとることができる。国際的な基準等に基づいて措置を取るのが原則とされているが、科学的に正当な理由がある場合等には、国際的な基準より厳しい措置を取ることも可能とされている。

福島第一原発事故後の輸入規制に係る各国政府への働きかけ

- 首脳・閣僚等ハイレベルで規制緩和・撤廃を申し入れ。
 - 各国・地域毎の事情に応じ、在外公館から申し入れを実施。
 - 復興状況等の理解促進のためのPR事業や招聘事業等を実施。
- 今後も科学的根拠に基づく規制の撤廃・緩和を粘り強く働きかけていく。

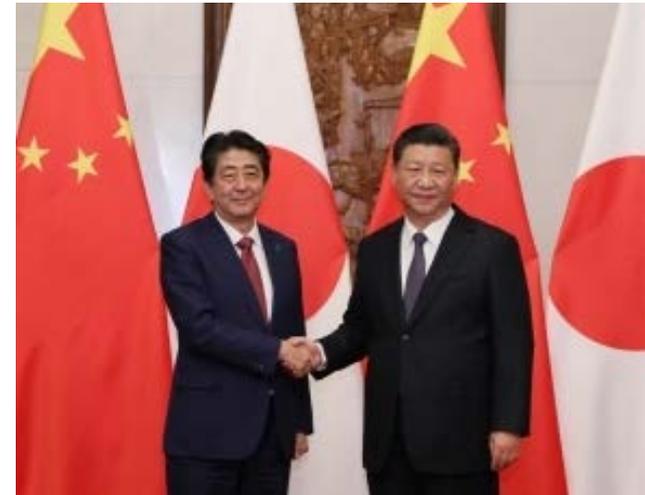
香港(平成30年11月)

河野外務大臣は、訪日したキャリー・ラム行政長官と会談を行い、7月に香港側が実施した緩和に感謝するとともに、福島県を含む残る規制の撤廃を要請。



中国(平成30年10月)

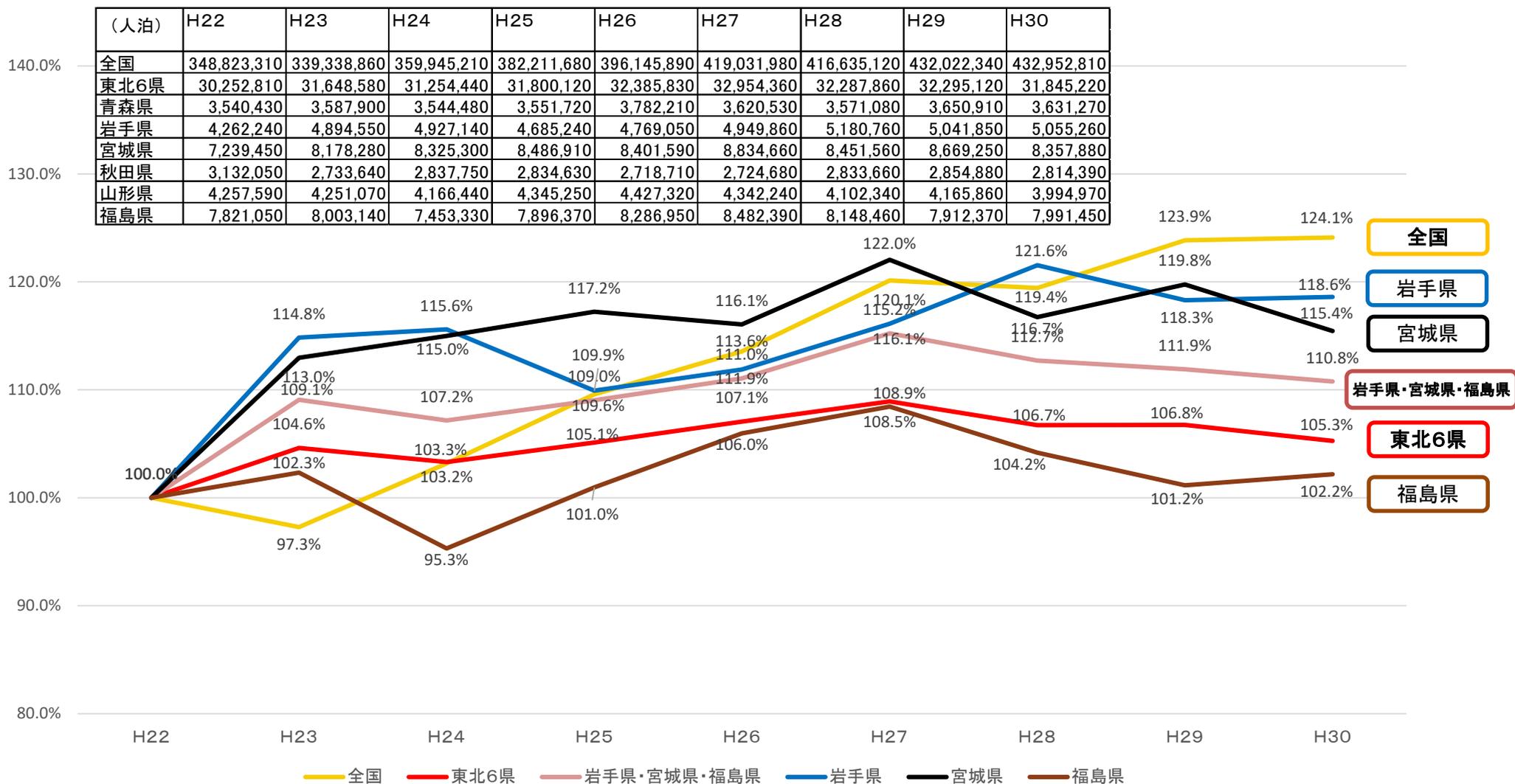
訪中した安倍総理は習近平国家主席と李克強総理とそれぞれ会談し、規制の撤廃を改めて要請。
(翌11月、中国は、新潟県産米の輸入解禁を発表。)



4. 観光復興に関する取組

東北地方における延べ宿泊者数（平成22年比）

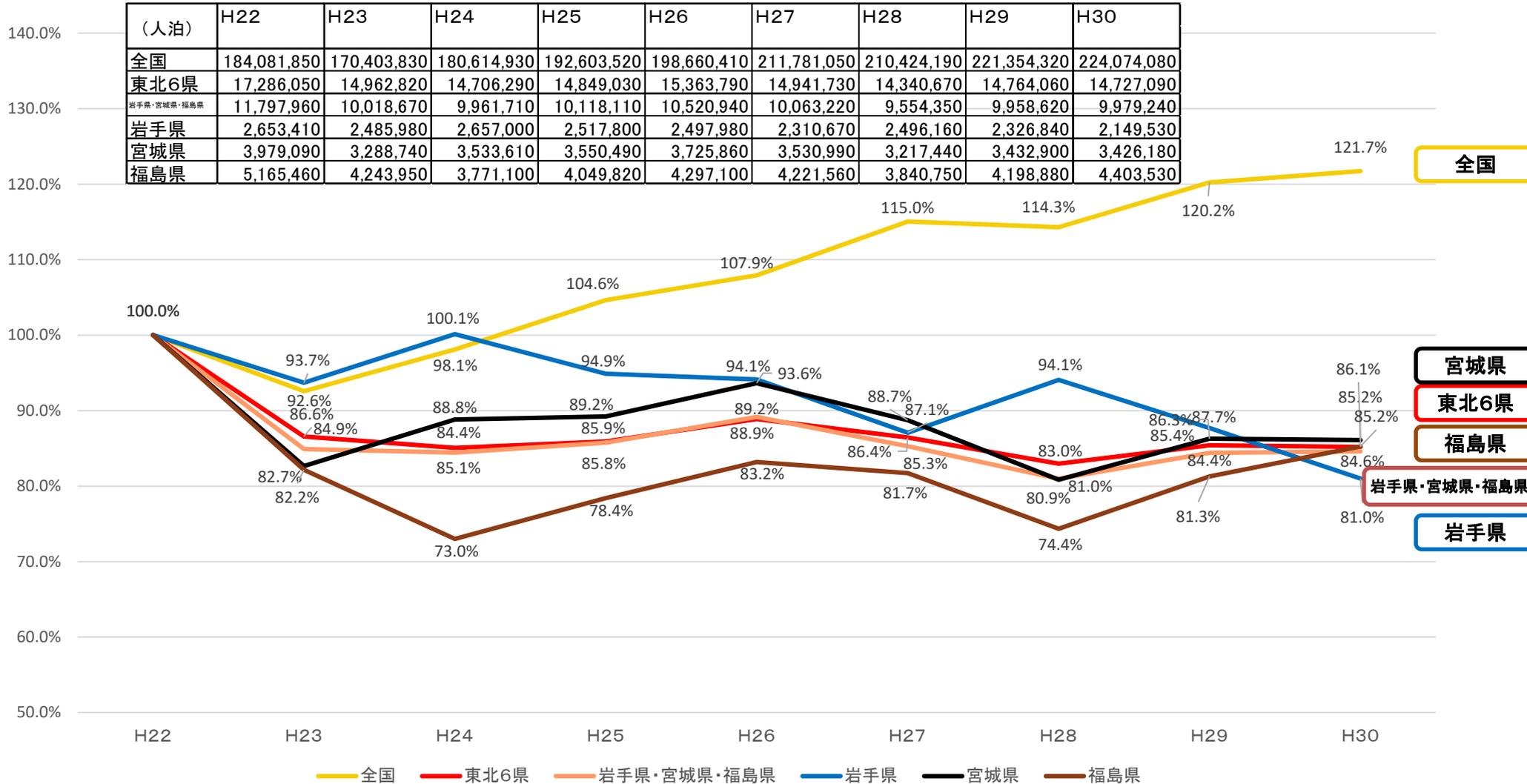
○ 震災前の平成22年比で福島県を含む被災3県において、震災前の数値を上回っている。



注)・従業員数10人以上の宿泊施設を対象。・H30は速報値

観光客中心の宿泊施設（従業者数10人以上）の延べ宿泊者数（平成22年比）

○ 震災前の平成22年比で全国が121.7%まで伸びているのに対し、東北6県においては85.2%と厳しい状況が続いている。

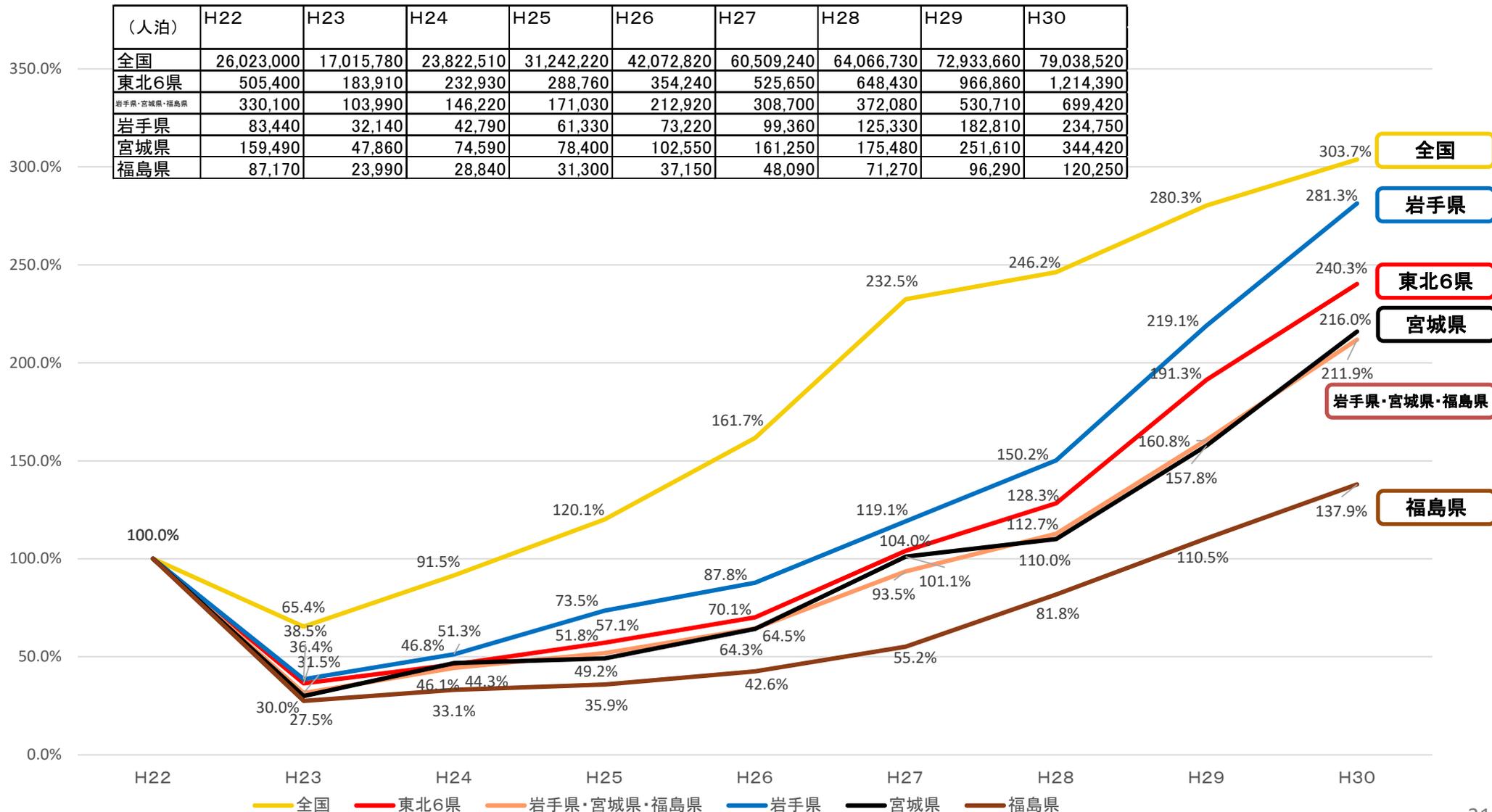


注) ・従業員数10人以上の宿泊施設を対象。・H30は速報値
 ・観光客中心の宿泊施設とは、観光目的の宿泊者が50%以上の宿泊施設をさす。

海外からの来訪客

○ 2年連続ブロック別全国一位の伸びで増加しており、東北6県150万人泊の目標に向け、順調に推移している。

東北3県における延べ外国人宿泊数(平成22年比)

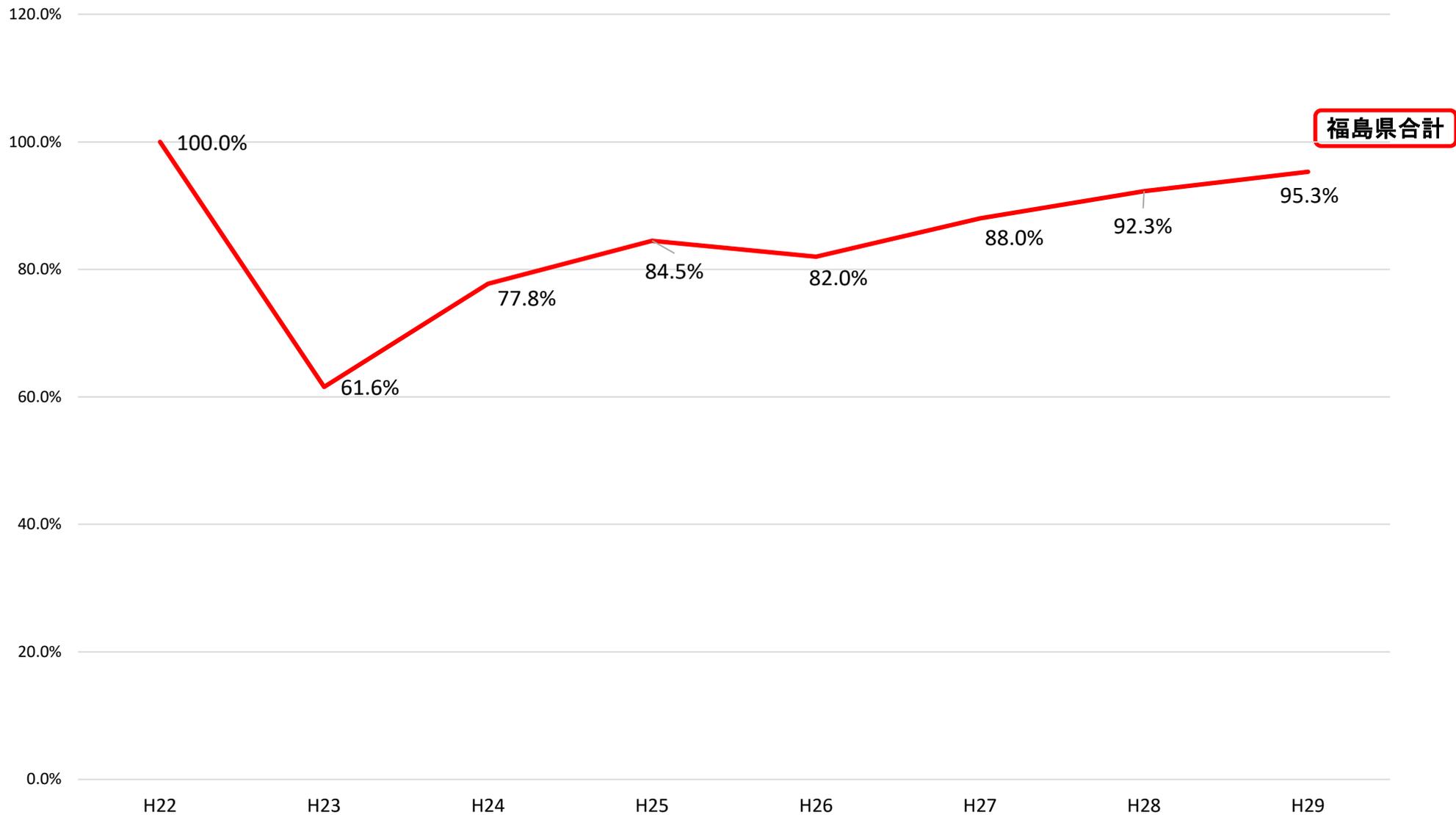


注)・従業員数10人以上の宿泊施設を対象。

出典:観光庁「宿泊旅行統計調査」

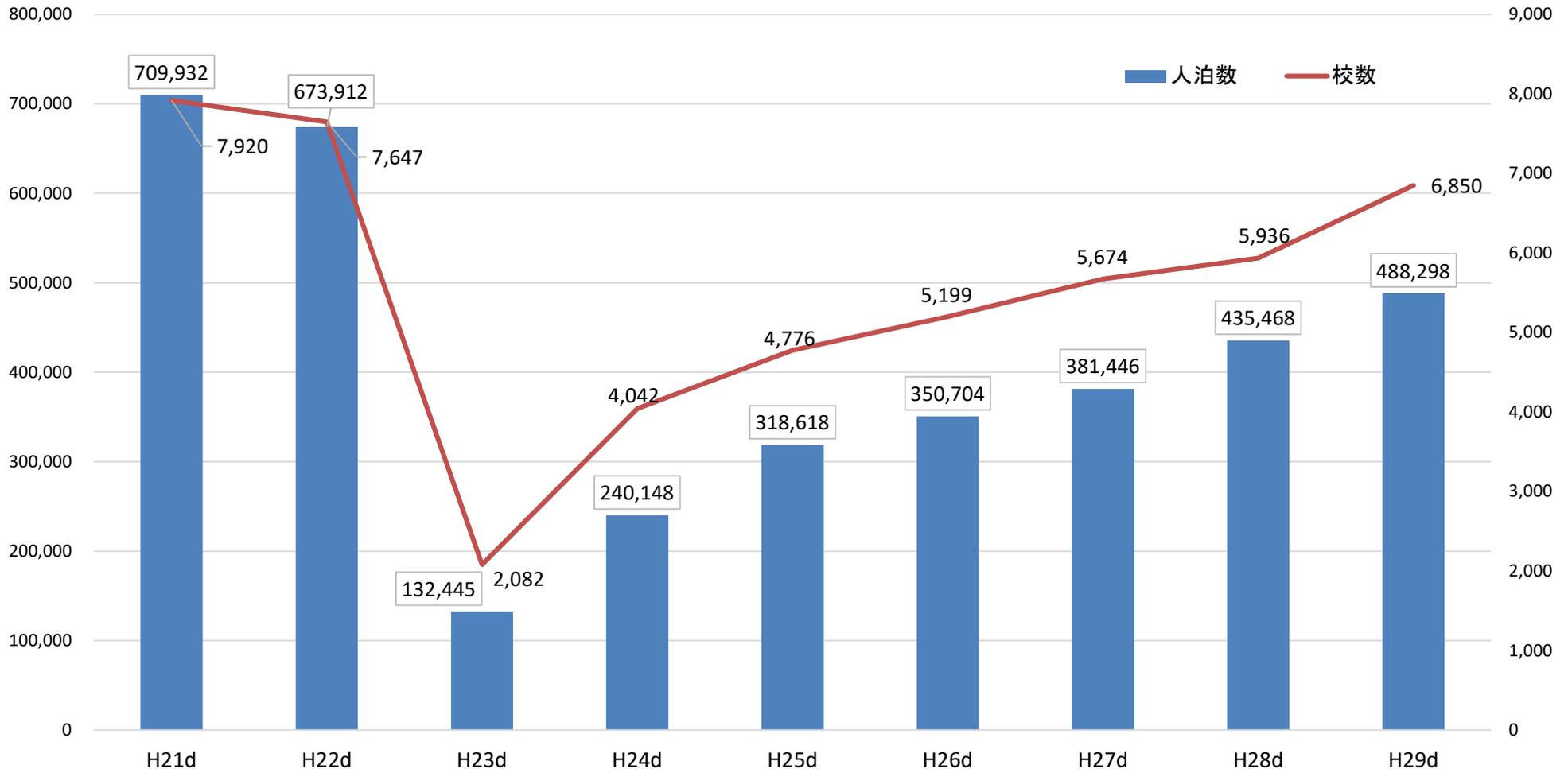
福島県の観光客入込状況（延べ人数）（平成22年比）

○ 平成29年の福島県の観光入込客数は、県全体では震災前の95.3%となっている。



福島県教育旅行入込数推移

- 福島県ではこれまで延べ宿泊数で年間70万人を超える子どもたちを受け入れてきた。
- 東日本大震災及び福島第一原発事故による風評被害などの影響で、平成23年度は約13万人と震災前の2割まで減少したが、平成29年度は約49万人と震災前の約7割ほどまで回復してきている。



観光復興関連事業

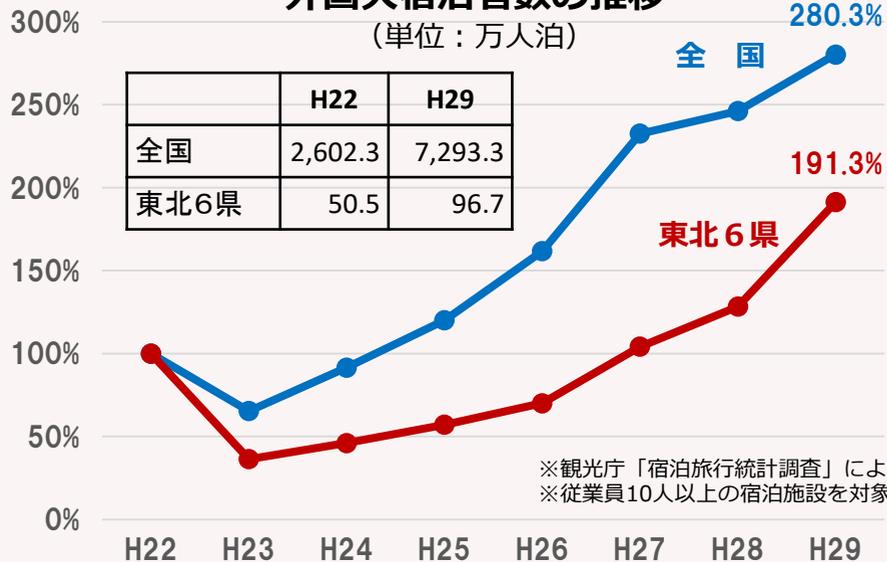
平成31年度予算：49億円

- 東北の観光は、全国的なインバウンド急増の流れから大幅な遅れ。
- 「観光先進地・東北」に向けて、東北の外国人宿泊者数を平成32年までに150万人泊とする目標を設定するとともに、平成28年度から関連予算を大幅に増額。
- 引き続き、平成31年度も必要な予算を確保し、東北の観光復興を加速化。

東北のインバウンドの現状

外国人宿泊者数の推移

(単位：万人泊)



観光復興の成果（外国人宿泊者数）

- 平成29年(1月～12月)の対前年同期比
全国: +13.8% 東北6県: +49.1% 福島県: +35.1%
※観光庁「宿泊旅行統計調査」確報値による。
※従業員10人以上の宿泊施設を対象。

主な事業（H31予算：49億円）

- 東北観光復興対策交付金(観光庁) (31予算：32億円)
 - 地域の発案に基づくインバウンドの誘客に向けた取組を支援。
 - 東北の地方公共団体が連携して行う広域的な取組を促進。
- 東北観光復興プロモーション(観光庁) (31予算：10億円)
 - 東北に特化した海外主要市場向けのディスプレイ・キャンペーンとして、集中的な訪日プロモーションを実施。
- 「新しい東北」交流拡大モデル事業(復興庁) (31予算：4億円)
 - 外国人交流人口拡大に係るビジネスモデルやノウハウの横展開等を支援し、東北内でモデルが持続的に発展・拡大される環境を整備。
 - 加えて、平成30年度から実施している被災沿岸部等の事情に応じたビジネスモデル構築支援の枠組みを拡大。
- 福島県観光関連復興支援事業(観光庁) (31予算：3億円)
 - 福島県が実施する国内プロモーションや教育旅行の再生等に関する取組を支援。

東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業

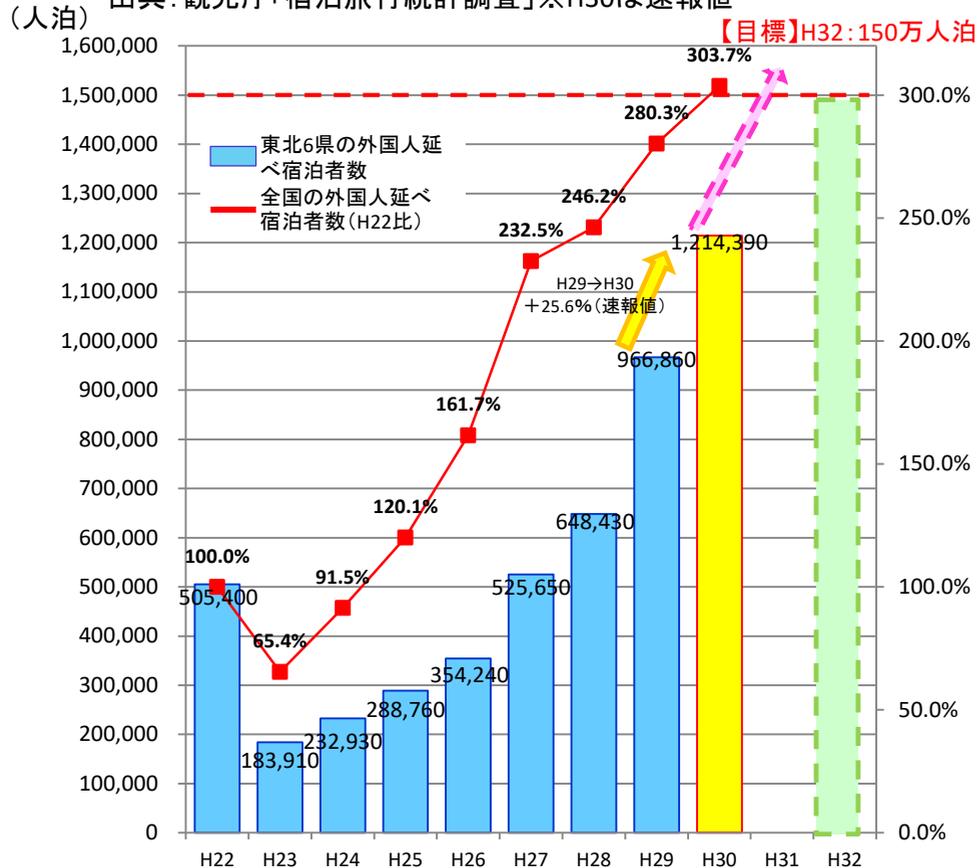
- H30年の東北地方における外国人延べ宿泊者数は約120万人泊となり、目標の東北6県150万人泊達成に向け順調に推移している。
- 目標の確実な達成に向け、風評被害を払拭し、東北地方の観光の潜在力を開花させ、観光復興を実現する（H28年度に創設された東北観光復興対策交付金を、更に推進）。

現状と課題

- 東北地方における延べ外国人宿泊者数について、H32年150万人泊の目標に向け順調に推移。
- 他方、全国的なインバウンド急増には未だ追いついていない状況。

【東北6県における外国人宿泊者数（H22年比）】

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」※H30は速報値



事業内容

観光地域づくりの支援(東北観光復興対策交付金)

- 東北地方において、地域からの発案に基づき実施する、インバウンドを呼び込む取組を支援。

地域の受入体制を整備 地域資源の磨き上げ



インバウンド急増の効果を被災地にも波及

訪日プロモーション(JNTO運営費交付金)

- 東北に特化した海外主要市場向けのデスティネーション・キャンペーンとして集中的な訪日プロモーションを実施。



グローバルメディアを活用した情報発信（福島県／武徳殿での剣道体験）



航空路線の増便等の機会を活用した共同広告

※その他事業として、商談会を活用した海外旅行会社・メディアの招請や、オンライン旅行会社と連携した販促キャンペーン等を実施。

福島県における観光関連復興支援事業

福島県における早期の観光復興を最大限に促進するため、同県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する国内観光関連事業に対して補助を行う。

国内プロモーション

継続的な観光地域づくりに向けた取組体制の構築と福島ならではの地域資源を活かした観光ブランドの育成

観光地ブランド周遊観光推進

- ・「花」「温泉」「日本酒」の観光資源を活用、ブランド化しPR
- ・スタンプラリー等による県内周遊の促進

観光地域づくり総合推進

- ・復興ツーリズムのモデルコースの造成、利用者と地域のマッチング窓口の設置等



全国新酒品評会で史上初の6年連続で金賞受賞数日本一を達成し、高い品質が認められた福島の酒蔵に食と文化をあわせた周遊パスポートを作成し、県内周遊を促進。

教育旅行再生

福島ならではの学習プログラム造成と県外への情報発信強化による教育旅行再生

魅力と安全性の発信

- ・教育旅行関係者の招へい、モニターツアー
- ・教育素材、モデルコースのPR

学習プログラム造成

- ・震災語り部のスキルアップ研修
- ・地域に即した学習プログラムの作成

県外への情報発信強化

- ・教育旅行専門誌への広報
- ・教育旅行誘致キャラバンの強化



中高生を対象に被災地で営む飲食店経営者、旅館女将、医師等と直接対話。福島のこれまでと今を学ぶモニターツアーを実施。

5. 廃炉・汚染水対策に関する状況

汚染水対策の主な進捗

- 「近づけない」「漏らさない」「取り除く」の3つの基本方針に基づき
着実に取組を実施

＜汚染源に水を「近づけない」＞

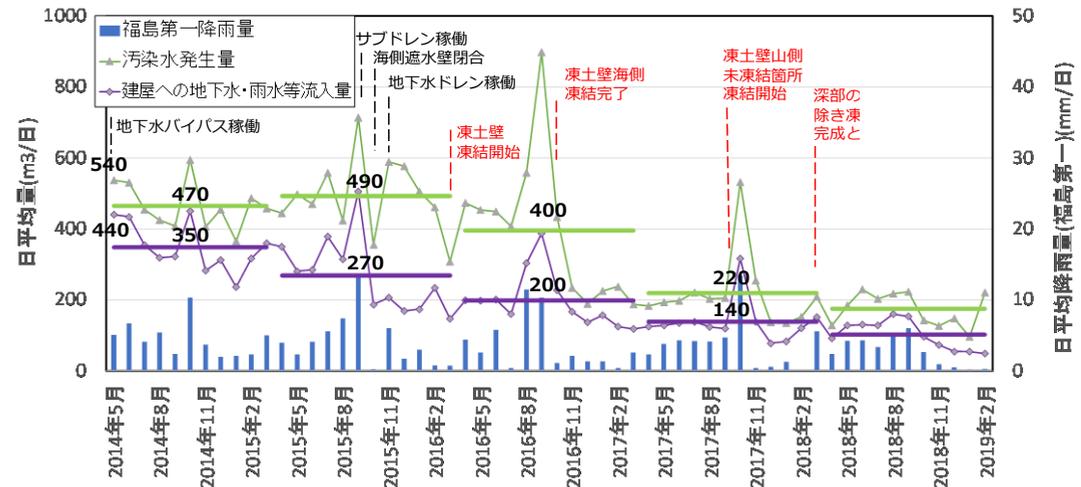
- サブドレン・凍土壁等の予防的・重層的な対策により、**汚染水発生量は約540m³/日（対策前、2014年5月）から約180m³/日（2018年4月～2019年2月平均）に低減**

＜汚染水を「漏らさない」＞

- 海側遮水壁等の対策により、港湾内の放射性物質濃度は告示濃度限度以下を維持。

＜汚染源を「取り除く」＞

- 多核種除去設備（ALPS）等により浄化処理を実施。



● 多核種除去設備等処理水の取扱いについて

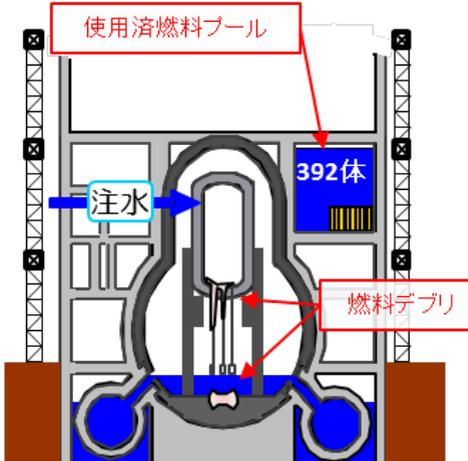
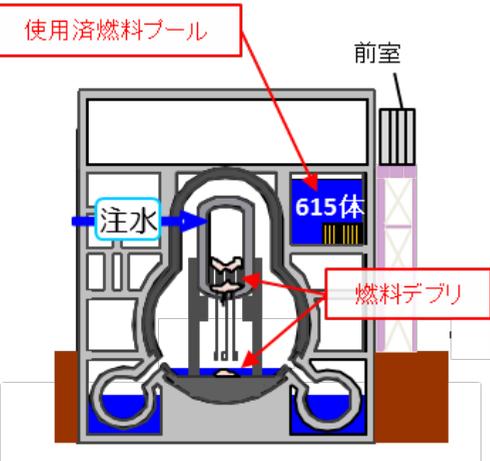
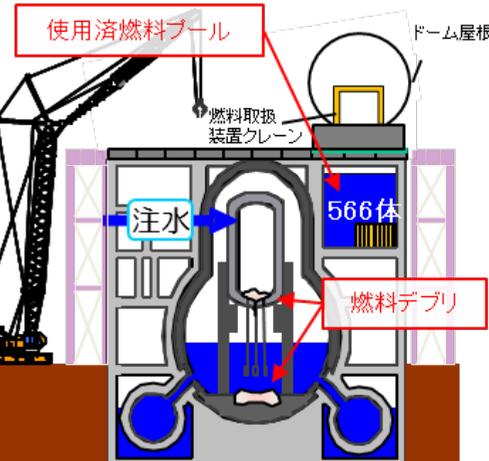
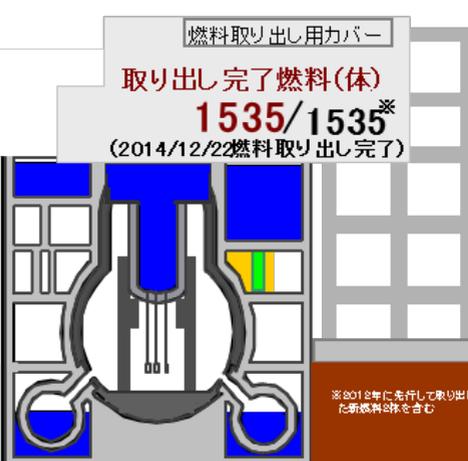
- 多核種除去設備（ALPS）等により浄化処理された水（ALPS処理水）の取扱いについては、風評被害などの社会的な観点も含めた総合的な議論を行うことが必要。
- このため、**多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会において、風評被害に関する専門家や福島県など地元の御意見を丁寧に伺っているところ。**
- 処分方法や処分した際の懸念等、昨年8月に開催した説明・公聴会でいただいた御意見について、小委員会で順次議論中。また、これまでの議論について、地元関係者（県、関係自治体等）に報告。

※敷地境界の線量を低下させるため、タンクに貯蔵した汚染水の浄化処理を急いだこともあり、ALPS処理水の中には、環境に放出する際の基準値を超えるトリチウム以外の放射性物質も含まれている。

東京電力は、処理水を環境中へ処分する場合には、処分する前の段階で、トリチウム以外の放射性物質について二次処理によりさらに浄化し、環境放出の基準を満たす方針を表明。

福島第一原子力発電所 1～4号機の現状について

- 1～3号機は安定状態を維持した上で、使用済み燃料プール内の燃料取り出しに向けた準備作業中（ガレキ撤去、除染、遮へい、取出用設備の設置等）
- 事故時に溶けて固まった燃料（＝燃料デブリ）の取り出し方針を決定。今後、取り出しに向けた方法を検討。

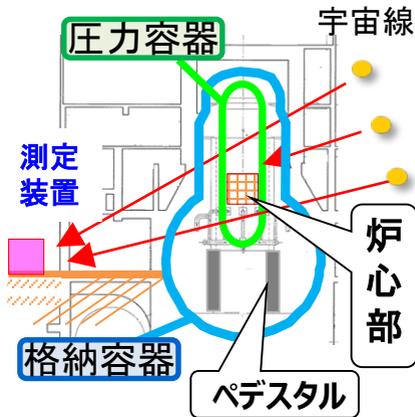
1号機	2号機	3号機	4号機
 <p>使用済燃料プール</p> <p>注水</p> <p>392体</p> <p>燃料デブリ</p>	 <p>使用済燃料プール</p> <p>前室</p> <p>注水</p> <p>615体</p> <p>燃料デブリ</p>	 <p>使用済燃料プール</p> <p>ドーム屋根</p> <p>燃料取扱装置クレーン</p> <p>注水</p> <p>566体</p> <p>燃料デブリ</p>	 <p>燃料取り出し用カバー</p> <p>取り出し完了燃料(体) 1535/1535[※] (2014/12/22燃料取り出し完了)</p> <p>※2018年に先行して取り出した新燃料3体を含む</p>
 <p>事故当時</p> <p>現在</p>	 <p>事故当時</p> <p>現在</p>	 <p>事故当時</p> <p>建屋上部から撮影</p> <p>現在</p>	
<p>建屋上部のオペレーティングフロア のガレキ撤去開始【2018年1月】</p>	<p>オペレーティングフロア内の内部調査 開始【2018年7月】</p>	<p>燃料取扱機・クレーンの試運転開始 【2018年3月】</p>	
<p>燃料取り出し開始：2023年度目処</p>		<p>燃料取り出し開始： 2018年度中頃[※]</p>	
<p>いずれかの号機から燃料デブリ取り出し開始：2021年内</p>			

※2019年4月の取り出し開始を目標に作業中

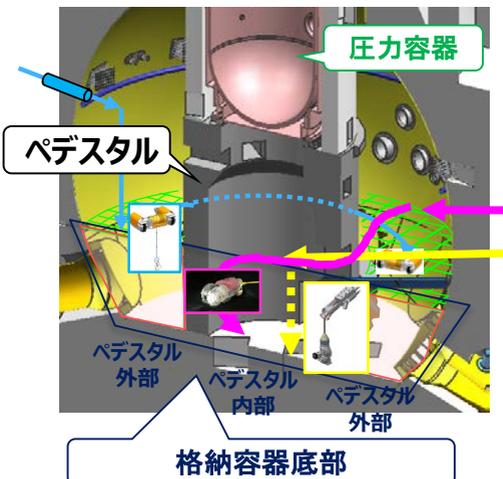
燃料デブリ取り出しに向けたこれまでの調査状況について

- これまでに、1～3号機の各号機において、①透過力の強い宇宙線を利用した「透視」技術による調査、②内視鏡やロボット等による調査を実施し、線量・画像等の有用なデータを取得。
- 初号機からの燃料デブリ取り出しに向けて、今後、更に内部調査を進めていく予定。

①透視による調査



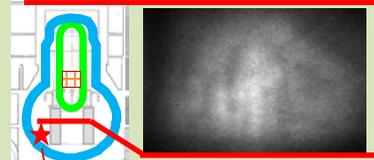
②ロボット等による調査



1号機

2015年2～5月

圧力容器の炉心部には燃料なし(推定)



2017年3月

格納容器底部で一定の厚さの堆積物を確認

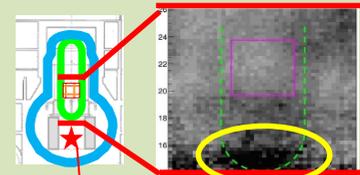


ペDESTAL外部で確認した堆積物

2号機

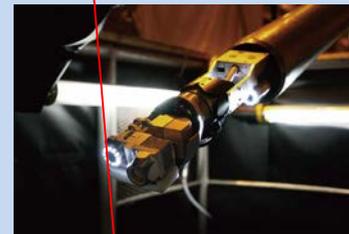
2016年3～7月

圧力容器の底部に燃料あり(推定)



2018年1月

格納容器底部で燃料デブリと思われる堆積物を確認

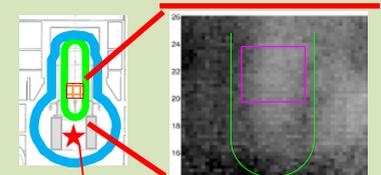


ペDESTAL内部で確認した堆積物

3号機

2017年5～9月

圧力容器の炉心部には燃料デブリの大きな塊はない(推定)



2017年7月

格納容器底部で燃料デブリの可能性のある堆積物を確認

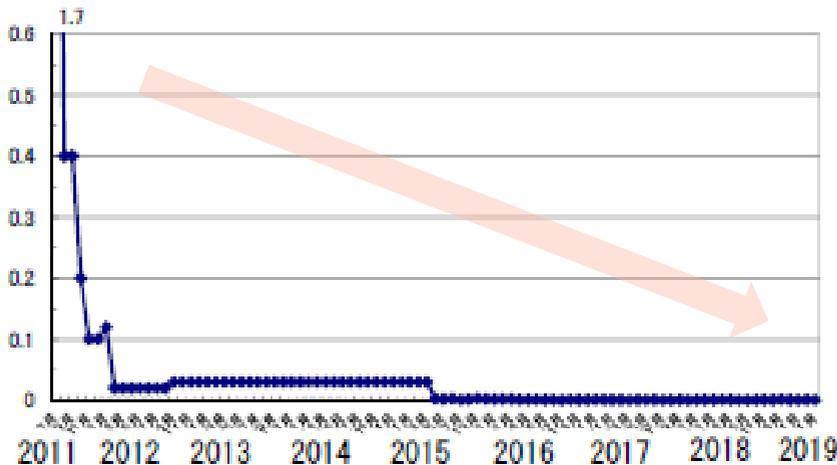


ペDESTAL内部で確認した堆積物

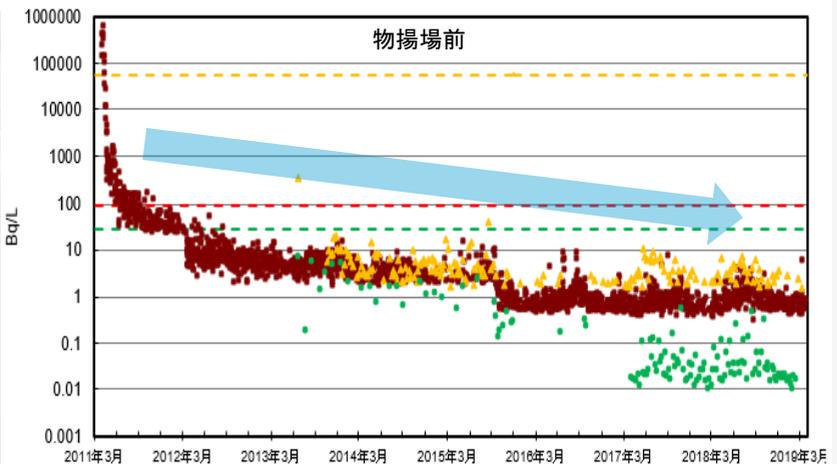
福島第一原発の敷地境界及び周辺海域の改善状況

- 敷地境界における原子炉建屋からの放射性物質の放出による被ばく線量及び周辺海域における放射性物質濃度は、事故直後から数カ月で劇的に低下。
- 現在では、敷地境界の追加的な実効線量は1mSv/年未満となり、周辺海域の放射性物質濃度は検出値未満となっている。

1～4号機原子炉建屋からの放射性物質（セシウム）による敷地境界における年間被ばく線量評価

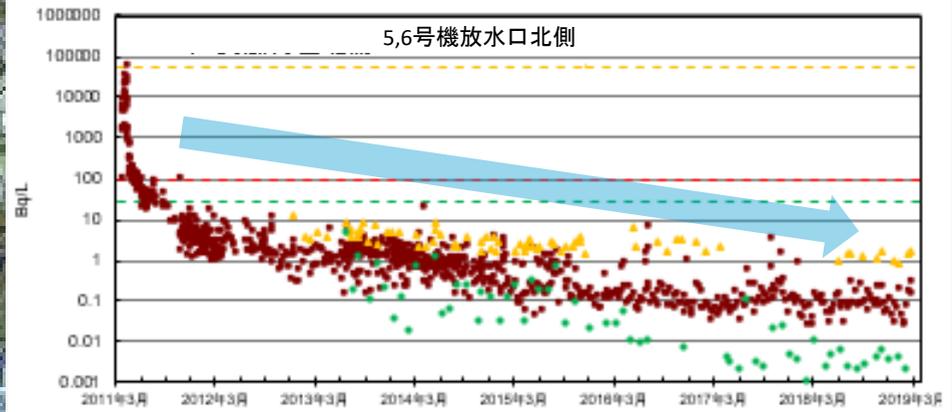


港湾内の放射性物質濃度 (港湾内)



敷地境界線

港湾外の放射性物質濃度 (港湾外)



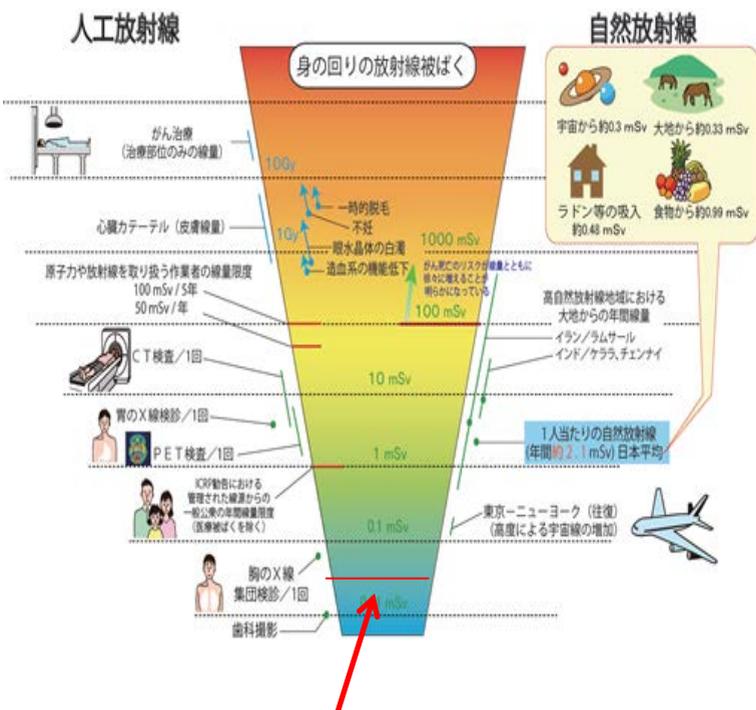
《参考》法令基準値

- ・セシウム134 (Cs-134) : 60Bq/L
- ・セシウム137 (Cs-137) : 90Bq/L
- ・ヨウ素(I-131) : 40Bq/L
- ・ストロンチウム (Sr-90) : 30Bq/L
- ・トリチウム (H-3) : 60,000Bq/L

福島第一原発エリア内の環境の改善

- 構内は、除染や敷地舗装などにより、放射線量が低減。一部エリアではマスク等の装備なしで視察が可能。一般的なコースであれば、視察時の被ばく線量は0.02mSv程度であり、歯科のX線検査2回分に相当。
- また、平成30年5月に、全面マスク着用や防護服の着用が不要な一般作業服エリアが構内の約96%まで拡大するなど、作業環境も大幅に改善。

<被ばく線量の比較>



**視察時の被ばく線量
(目安)**

出典：量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所

<大型休憩所内の施設>



- 温かい食事をとることのできる食堂やコンビニエンスストアを整備

<構内休憩スペースの変遷>



Jヴィレッジの休憩所

大型休憩所
(2015.5~)

<一般作業服着用可能エリア>

- : 線量が高く防護服等を必要とするエリア
- : 線量が低く一般作業服で作業可能なエリア

